

# 令和6年度 第9回中央区協議会 (中地域分科会) 会議資料

## 【協議事項】

ア 浜松市こども計画（案）のパブリック・コメントの実施について

【こども若者政策課】

イ 令和7年度の区政運営方針における基本方針のたたき台について

【区振興課】

ウ 令和6年度協働センター等を核とした地域課題解決事業について

・「富塚大根&花火ラボラトリー」の開催について

【区振興課（富塚協働センター）】

## 【地域課題について】

（１）富塚地区コミュニティ協議会からの要望について

## 【その他】

（１）中地域分科会委員からの質問に対する回答について【区振興課】

（２）令和7年度地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の募集開始について【区振興課】

令和6年12月25日開催

中央区協議会  
(中地域分科会)

## 区 協 議 会

|                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |     |   |    |                   |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---|----|-------------------|
| 区 分                                | □諮問事項      ■協議事項      □報告事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |     |   |    |                   |
| 件 名                                | 浜松市こども計画（案）のパブリック・コメントの実施について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |     |   |    |                   |
| 事業の概要<br>(背景、経緯、<br>現状、課題等)        | <p>○趣旨・目的</p> <p>・本市では、こども基本法の理念に基づき、次代の社会を担う全てのこどもや若者の意見を尊重し、権利を擁護します。また、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、こども・若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すとともに、少子化対策を推進するため、本計画を策定します。</p> <p>○背景</p> <p>・「第2期浜松市子ども・若者支援プラン」及び「浜松市子ども・若者支援プラン 子どもの未来サポートプロジェクト(浜松市子どもの貧困対策計画)」が令和6年度で終期を迎えます。</p> <p>・令和5年4月に、「こども基本法」が施行され、同法第10条において、市町村は、こども大綱や県のこども計画を勘案し、こども施策についての計画（市町村こども計画）の策定に努めることとされました。</p> <p>○経緯</p> <p>・こども基本法を踏まえ、本市のこども・子育て支援に関する計画を一体のものとして策定するものです。</p> <p>・計画案を策定するにあたり、こども・若者、こどもを養育する者、その他関係者に、アンケート調査や、聞き取り調査を実施し、計画案に反映させています。</p> |     |   |    |                   |
| 対象の区協議会                            | 中、東、西、南、北地域分科会・天竜区協議会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |     |   |    |                   |
| 内 容                                | <p>浜松市こども計画（案）について説明するもの。</p> <p>計画期間：令和7年度から令和11年度まで（5年間）</p> <p>内 容：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 計画策定にあたって</li> <li>2. 計画策定の背景</li> <li>3. 計画の基本方針</li> <li>4. こども施策の展開</li> <li>5. 計画の推進</li> <li>6. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策</li> </ol> <p>区協議会でいただいた意見は、パブリック・コメントの意見として取り扱う。</p>                                                                                                                                                                                                                     |     |   |    |                   |
| 備 考<br>(答申・協議結果を得たい<br>時期、今後の予定など) | <p>・意見募集期間   ：令和6年12月20日(金)<br/>                          ～令和7年1月20日(月)</p> <p>・市の考え方公表：令和7年3月予定</p> <p>・計画の施行       ：令和7年4月</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |     |   |    |                   |
| 担当課                                | こども若者政策課                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 担当者 | 西 | 電話 | 457-2795（内線 9010） |

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。



# 浜松市こども計画(案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。  
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



## 1. 「浜松市こども計画(案)」とは

令和5年4月に施行された「こども基本法」第10条の規定に基づき、策定する計画で、「少子化社会対策基本法」「子ども・若者育成支援推進法」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の内容が含まれます。

## 2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和6年12月20日(金)～令和7年1月20日(月)

## 3. 案の公表先

こども若者政策課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター(中央区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布  
浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載  
【トップページ → ご意見・お問い合わせ → パブリック・コメント制度】

## 4. 意見の提出方法

意見書には、**住所\***、**氏名または団体名\***、**電話番号を記入**して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

|                            |                                                                                        |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 直接持参                     | こども若者政策課<br>(ザザシティ浜松中央館5階) まで書面で提出                                                     |
| ② 郵便【はがき、封書】<br>(最終日の消印有効) | 〒430-8652<br>浜松市中央区元城町103-2 こども若者政策課あて                                                 |
| ③ 電子メール                    | <a href="mailto:katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp">katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp</a> |
| ④ FAX                      | 053-457-2039 (こども若者政策課)                                                                |

## 5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和7年3月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

## 6. 問い合わせ先

こども家庭部こども若者政策課(TEL: 053-457-2795)

## パブリック・コメント実施案件の概要

|                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>案件名</b>                           | 浜松市こども計画（案）                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <b>趣旨・目的</b>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市では、こども基本法の理念に基づき、次代の社会を担う全てのこどもや若者の意見を尊重し、権利を擁護します。また、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、こども・若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すとともに、少子化対策を推進するため、本計画を策定します。</li> </ul>                                                                                                          |
| <b>策定（見直し）に至った背景・経緯</b>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2期浜松市子ども・若者支援プラン」及び「浜松市子ども・若者支援プラン 子どもの未来サポートプロジェクト（浜松市子どもの貧困対策計画）」が令和6年度で終期を迎えます。</li> <li>・令和5年4月に、「こども基本法」が施行され、同法第10条において、市町村は、こども大綱や県のこども計画を勘案し、こども施策についての計画（市町村こども計画）の策定に努めることとされました。</li> <li>・こども基本法を踏まえ、本市のこども・子育て支援に関する計画を一体のものとして策定するものです。</li> </ul> |
| <b>立案した際の<br/>実施機関の考え方<br/>及び論点</b>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・こども基本法は、「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」の趣旨を踏まえ、基本理念が規定されているため、本計画案もこどもの権利の考え方に基づき策定しています。</li> <li>・計画案を策定するにあたり、こども・若者、こどもを養育する者、その他関係者に、アンケート調査や、聞き取り調査を実施し、計画案に反映させています。</li> </ul>                                                                                     |
| <b>案のポイント<br/>（見直し事項<br/>など）</b>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念のもとに、3つの基本施策を設け、14の施策の柱を体系づけ、施策の柱に31の施策を紐づけています。</li> <li>・計画を推進するにあたり、計画全体に関する目標値と、施策の柱ごとに個別の目標値を設定しました。</li> </ul>                                                                                                                                           |
| <b>関係法令・<br/>上位計画など</b>              | 浜松市総合計画                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <b>計画・条例等の<br/>策定スケジュール<br/>（予定）</b> | <div> <div>令和6年12月20日</div> <div>案の公表、意見募集開始</div> </div> <div> <div>令和7年1月20日</div> <div>意見募集終了</div> </div> <div> <div>令和7年3月</div> <div>意見募集結果及び市の考え方公表</div> </div> <div> <div>令和7年4月</div> <div>施行</div> </div>                                                                                       |

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

本市では、こども基本法の理念に基づき、次代の社会を担う全てのこどもや若者の意見を尊重し、権利(※)を擁護します。また、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、こども・若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すとともに、少子化対策を推進するため、本計画を策定します。

※子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）に定める、いわゆる4つの原則を指します。

### 2 計画の位置付け

以下の計画を一体的に策定します。

- 子ども・子育て支援事業計画
- ひとり親家庭等自立促進計画
- 子ども・若者計画
- 次世代育成支援行動計画
- こどもの貧困解消計画

### 3 計画の期間

令和7（2025）年度 から 令和11（2029）年度までの5年間

### 4 計画の対象

こども・若者、子育て当事者、こども・若者を取りまく社会の全ての構成員（家庭、地域、学校、職場等）を対象とします。

### 5 こどもの権利

こども基本法は、子どもの権利条約の4原則「差別の禁止」「こどもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「こどもの意見の尊重」の趣旨を踏まえ、基本理念が規定されています。本計画においても、子どもの権利条約及びこども基本法の考え方にに基づき施策を推進します。

#### 子どもの権利条約 4つの原則

出典：（公財）日本ユニセフ協会「子どもの権利条約」ウェブサイト

#### 差別の禁止 （差別のないこと）

全てのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。

#### こどもの最善の利益 （こどもにとって最もよいこと）

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

#### 生命、生存及び発達に対する権利 （命を守られ成長できること）

全てのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

#### こどもの意見の尊重 （こどもが意味のある参加ができること）

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

## 第2章 計画策定の背景

### 少子化を巡る状況

- 出生数、合計特殊出生率は過去最低を更新しており、少子化に歯止めがかからない状況です。
- 婚姻状況にない人のおよそ8割が婚姻願望を持っていますが、婚姻数は年々減少しています。
- こどもが減ることで、地域でのこども同士や子育て中の保護者の交流の機会が減少するなど、子育てやこどもの育成環境が変容しています。
- 若者にとって、家庭を築くことやこどもを育てる未来をイメージしにくい環境となっており、結婚、出産、子育てに否定的な若者も一定数います。
- 結婚、出産、子育てを希望する若者が安心して家庭を築くことができる環境づくりを社会全体で進めていく必要があります。

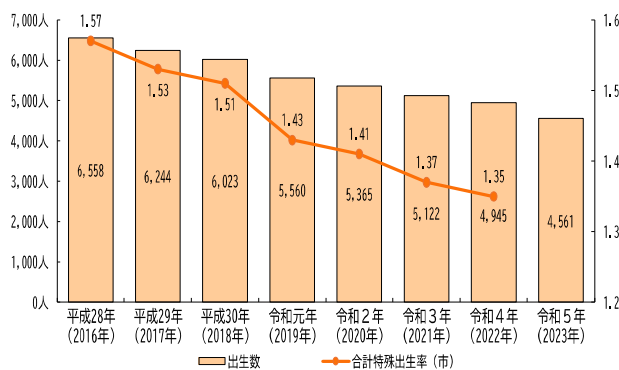
## こどもと家族を取り巻く環境

- 核家族化が進み、身近に子育てを支えてくれる親族等がない世帯が増えており、保護者を孤立させない相談支援体制が求められています。
- 共働きで子育てをする家庭が増えており、仕事と子育ての両立支援が求められています。
- 教育・保育にかかる施設や質の確保など、こどもを安心して預けられる環境整備が求められています。
- 児童虐待やこどもの貧困などの社会的な課題の解消に向け、こどもと家庭への支援を充実させる必要があります。

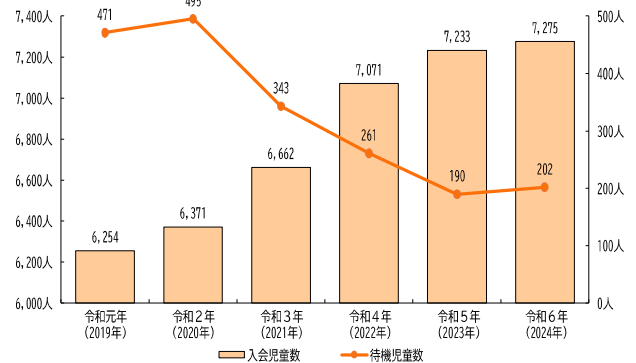
## こども・若者が直面する問題

- こどもが家族のケアを担うヤングケアラーの関係者の気づきや相談体制の充実が求められています。
- 支援を必要とするこども（いじめや不登校、自殺等）の増加に対する関係機関との連携等による対策の強化が必要です。
- 障がいのあるこどもや外国にルーツのあるこどもに対する専門的な支援体制の充実が必要です。
- 保護等により社会的養護の下で育つこどもへの自立に向けた支援の充実が必要です。
- こども・若者が安心して過ごせる居場所づくりが求められています。
- インターネットを安全に利用するモラルの習得が求められています。

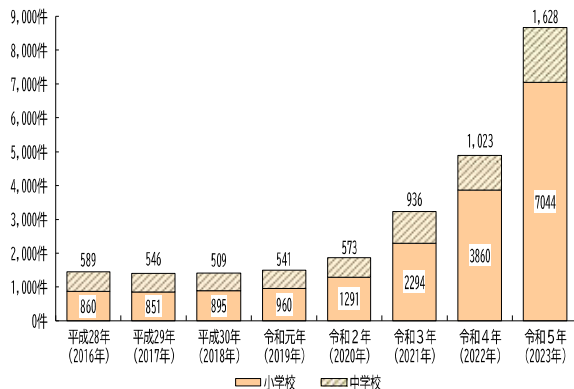
＜浜松市の出生数・合計特殊出生数の推移＞



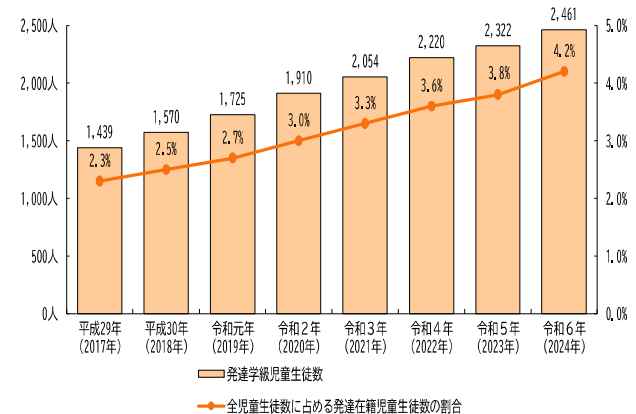
＜放課後児童会の利用児童・待機児童数＞



＜いじめ認知件数の推移＞



＜市立小中学校の発達支援学級在席児童生徒数の推移＞



## 第3章 計画の基本方針

### 基本理念

### 全てのこども・若者が健やかで幸せに成長できるまち浜松

未来を担う全てのこども・若者が、夢や希望を持ち、暮らし続けたいと思える浜松とするため、こどもの権利を尊重し、子育て中の人々を応援することで、誰一人取り残さない「こどもまんなか社会」の実現を目指し、基本理念を定めます。

- 全てのこども・若者の権利を保障することで最善の利益を図ります
- こども・若者等の意見を聴き、施策へ反映します
- こども・若者及び子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援します
- 良好な子育て・成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できる社会を実現します
- 若い世代が、結婚・出産・子育ての希望を叶えられる社会を実現します

## 第4章 こども施策の展開

| 基本理念                       | 基本施策               | 施策の柱                                | 施策                                                                                                                                             |
|----------------------------|--------------------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全てのこども・若者が健やかで幸せに成長できるまち浜松 | Ⅰ ライフステージを通じた施策    | 1 こども・若者の権利に関する理解促進・普及啓発の推進         | 施策1-① 人権教育・人権啓発活動の取組                                                                                                                           |
|                            |                    | 2 心身の健やかな成長を支えるこどもまんなか社会の実現         | 施策2-① 地域における遊びや体験活動等の機会の充実<br>施策2-② 食育を通じた基本的な生活習慣の形成<br>施策2-③ こどもまんなかまちづくりの推進<br>施策2-④ 外国にルーツのあるこども・若者への教育・支援の推進<br>施策2-⑤ 自分らしさを大切にする社会の推進    |
|                            |                    | 3 健康の確保及び増進に向けた切れ目のない支援             | 施策3-① 性や健康に関する正しい知識の普及と健康の保持増進の推進<br>施策3-② 小児医療の充実                                                                                             |
|                            |                    | 4 こどもの貧困対策の推進                       | 施策4-① 学習・就学・修学支援等と経済的負担の軽減<br>施策4-② 生活支援の強化と自立支援の推進                                                                                            |
|                            |                    | 5 障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者への支援   | 施策5-① 経済的・専門的支援施策等の充実<br>施策5-② 関係機関や地域との連携強化                                                                                                   |
|                            |                    | 6 保護や支援を必要とするこども・若者へのきめ細かな対応        | 施策6-① 児童虐待防止対策等の強化<br>施策6-② 社会的養護体制の充実<br>施策6-③ ヤングケアラ 対策の推進                                                                                   |
|                            |                    | 7 こども・若者の安全の確保                      | 施策7-① 有害環境対策の推進と青少年の健全育成<br>施策7-② こども・若者の自殺対策の推進                                                                                               |
|                            | Ⅱ ライフステージ別の施策      | 1 こどもの誕生前から幼児期までの支援（こどもの誕生前から幼児期まで） | 施策1-① 妊娠・出産・幼児期における保健・医療の確保<br>施策1-② 就学移行までのこどもの育ちに係る支援の充実                                                                                     |
|                            |                    | 2 こどもが自分らしく生きる力を育むための支援（学童期・思春期）    | 施策2-① 安全・安心で魅力ある教育環境づくりの推進<br>施策2-② こどもの居場所づくりの推進<br>施策2-③ 成年年齢を迎える前に必要となる知識の情報提供や教育の推進<br>施策2-④ いじめ防止対策の強化と関係機関との連携促進<br>施策2-⑤ 不登校に対する支援体制の整備 |
|                            |                    | 3 若者の自立と社会参画に向けた支援（青年期）             | 施策3-① 若者にとって魅力ある地域づくりの推進<br>施策3-② 結婚・妊娠・出産等を希望する若者への支援<br>施策3-③ 若者とその家族等への相談支援                                                                 |
|                            |                    | 1 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減             | 施策1-① こどもの育ちを支える経済支援                                                                                                                           |
|                            |                    | 2 地域子育て支援、家庭教育支援                    | 施策2-① 地域のニーズに応じた子育て支援、家庭教育力向上支援の推進                                                                                                             |
|                            | Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策 | 3 共働き・共育の推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大  | 施策3-① 子育てと仕事の両立を図る多様な働き方の環境整備                                                                                                                  |
|                            |                    | 4 ひとり親家庭への支援                        | 施策4-① ひとり親家庭への自立支援の推進                                                                                                                          |

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

#### (1) こども・若者の社会参画・意見反映のための体制整備

こども・若者の社会参画や意見聴取を行い、こども・若者の状況やニーズをより的確に把握し、施策に反映させることで、より実効性のあるものにしていきます。また、年齢・発達程度に応じて、様々な形で自らの意見を表明することができる機会を確保します。

#### (2) こども・若者、子育て支援に関わる人材確保・育成の推進

支援のさらなる充実を目指し、子育て支援員研修の実施やOJTの強化を通じて、子育て支援を担う職員や地域の担い手の確保・育成に取り組んでいきます。

また、こども家庭センターを中心とした専門機関や関係機関とのつながりを深めるとともに、自治会や民生委員等における日常的な見守りや助け合いの地域支援の輪を広げ、地域ネットワークの構築に取り組みます。

#### (3) 子育てDXの推進

浜松市DX推進計画に基づき、関係各課と連携し、母子保健、保育、教育、情報提供システムの構築など、子育てDXを推進していきます。

さらに、市民サービスの向上や業務の効率化を図ることで、子育て家庭や保育・教育・子育て支援現場の負担を軽減します。これにより、こどもと向き合う時間を増やし、こどもへのより良い支援や成長の機会を提供できるよう取り組んでいきます。

### 2 施策の推進体制

こども・若者等の意見を聴き、PDCAサイクルの中で施策・事業の実効性を高めていきます。

こども・若者・子育て当事者・  
子育て支援者等からの意見聴取

点検・評価  
庁内会議及び浜松市社会福祉  
審議会児童福祉専門分科会

施策・事業の見直し等  
に反映

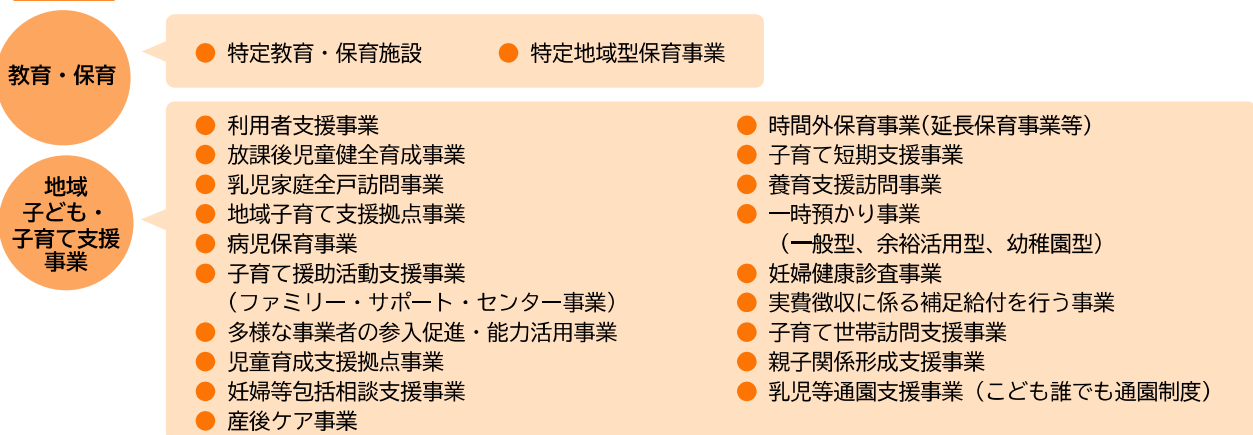
### 3 数値目標の設定と進捗管理

計画全体と施策の柱ごとの目標値を設定し、毎年進捗管理を行っていきます。

## 第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策

- 子ども・子育て支援法では、第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」において、「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、区域ごとに「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を定めることとしています。
- 令和6年3月に本市が実施した「子ども・子育てに関するニーズ調査」の結果を基に、各事業の利用状況を考慮して「量の見込み」を算出しました。
- ニーズ調査や人口推計等により算出した「量の見込み」（必要数）に応じた「確保の内容」（定員数等）を本計画終期の令和11（2029）年度末までに確保できるよう、計画的に提供体制を整えていきます。

#### 対象事業



**こども まんなか** 応援サポーター宣言  
こどもたちが健やかで幸せに成長できる  
「元気なまち・浜松」を実現します

## 第 9 号様式

## 区 協 議 会

| 区 分                                | □諮問事項      ■協議事項      □報告事項                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 件 名                                | 令和 7 年度の区政運営方針における基本方針のたたき台について                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事業の概要<br>(背景、経緯、<br>現状、課題等)        | <p>○背景</p> <p>区民の皆様とともに地域の課題を解決し、市民サービスの向上や暮らしやすい地域づくりを進めるために、区長が区政運営に当たっての基本的な方針、区の出組課題等を区政運営方針として毎年度公表している。</p> <p>10 月までの代表会及び各地域分科会での協議により、令和 7 年度以降の区政運営方針における将来像の案が決定した。続いて、まちづくりの柱となる基本方針を作成する。</p>                                                                          |
| 対象の区協議会                            | 中央区協議会（中地域分科会）                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 内 容                                | <p>令和 7 年度の区政運営方針における基本方針のたたき台について意見を伺うもの。</p> <p>基本方針のたたき台は、将来像の協議の際に各地域分科会から出されたキーワードを踏まえ、事務局で検討した。</p> <p>＜基本方針のたたき台＞</p> <p>①にぎわいと豊かな文化を育むまちづくり</p> <p>②共生のところで支え合いやさしさあふれるまちづくり</p> <p>③安全・安心に暮らせるまちづくり</p> <p>④地域の多彩な特長を活かした魅力あるまちづくり</p>                                     |
| 備 考<br>(答申・協議結果を得たい<br>時期、今後の予定など) | <p>○今後の主な予定</p> <p>令和 6 年 12 月、      区振興課、行政センターで作成した「基本<br/>令和 7 年 1 月      方針のたたき台」を分科会で協議</p> <p>令和 7 年 2 月      分科会での協議結果を踏まえた「基本方針<br/>（案）」を代表会で協議</p> <p>令和 7 年 3、4 月      代表会及び分科会の意見を踏まえた区政<br/>運営方針の最終案を協議</p> <p>令和 7 年 5 月      令和 7 年度中央区区政運営方針を代表会<br/>及び分科会で報告、公表</p> |
| 担当課                                | 中央区区振興課                                                                                                                                                                                                                                                                             |



## 令和7年度の区政運営方針における基本方針のたたき台について

中央区・区振興課

東行政センター

西行政センター

南行政センター

|                   |                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>基本方針<br/>①</p> | <p><b>にぎわいと豊かな文化を育むまちづくり</b></p> <p>&lt;事業例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央区協議会（地域分科会）の運営</li> <li>・地域力向上事業の実施</li> <li>・地域コミュニティ活動の推進</li> <li>・生涯学習、文化・スポーツ施設を活用した生きがいづくり</li> <li>・自治会集会所整備への助成</li> </ul>       |
| <p>基本方針<br/>②</p> | <p><b>共生のところで支え合いやさしさあふれるまちづくり</b></p> <p>&lt;事業例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインの啓発</li> <li>・高齢者とその家族を支援する事業</li> <li>・障がいの有無にかかわらず共生できる社会の推進</li> <li>・安定した生活の実現と自立に向けた支援</li> <li>・健康づくり応援事業</li> </ul> |
| <p>基本方針<br/>③</p> | <p><b>安全・安心に暮らせるまちづくり</b></p> <p>&lt;事業例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災意識の啓発</li> <li>・自主防災隊への助成</li> <li>・交通安全の推進</li> <li>・防犯灯の設置や維持管理への助成</li> </ul>                                                            |
| <p>基本方針<br/>④</p> | <p><b>地域の多彩な特長を活かした魅力あるまちづくり</b></p> <p>&lt;事業例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の特長を活かした事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・俳句の里づくり事業（東）</li> <li>・浜名湖うなぎまつり（西）</li> </ul> </li> </ul>                       |

※事業例は、令和6年度の事業を参考として記載しているもの



令和7年度以降の区政運営方針における将来像について

<中地域>

|    | 中央区（全体）の特性や理想像を表すキーワード等                                                                                  | 理由・備考、その他意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | すべての区民（市民）が暮らしやすく尊重しあえる文化的なまちづくりを目指す                                                                     | 人口減少や多様性を認め合う将来に向けて、すべての世代、立場の人が暮らしやすくするためには、お互いに尊重しあうこと、自分の立場や考え方以外のものごとを理解しあうことを目指していく。そのためには考え方や行動も文化的に行っていけるまちづくりを目指していく。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 2  | 区民の「幸福度UP」<br>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・区民に「質の高いサービスを提供」する為に予算の適正配分・スピード・職員のスキルアップ</li> <li>・「安心、安全、快適、健康、生きがい」</li> <li>・「交通事故50%減」←安全な道路作りを迅速に<br/>←公共交通機関の充実を</li> <li>・「まちなかと自然豊かな地域との融合」</li> <li>・「教育、医療、福祉を優先」した政策を</li> </ul>                                                                                                                                                                               |
| 3  | 安心・安全なまち                                                                                                 | 交通事故の減少、交通ルールの厳守（車・人・自転車）<br>防災（地震・暴風・大雨対策）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 4  | 住みよいまち                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働センターを核にした地域づくり（市民と行政が協力できる体制）</li> <li>・UDの考え方に基づいた都市整備（子どもにも高齢者にも生活しやすいまち）</li> <li>・健康はままつ21の推進</li> <li>・ごみの減量と出し方のマナー向上（3Rの推進、ごみ袋の記名）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                      |
| 5  | にぎわいと活気のあるまち                                                                                             | 文化施設（アクトシティ、美術館、フラワーパーク、動物園、浜松城と浜松城公園、浜松アリーナ、ToBiO、福祉交流センター、陸上競技場、野球場など）の活用<br>ex）・利用料を市民は安くする<br>・各施設を市内小中高校の文化・スポーツ行事で利用できるようにする（利用料は割引or1回だけ無料など）<br><br>図書館は今充実していると思うので、他の施設も創意工夫で利用率・稼働率を上げていくと活気があると思う。                                                                                                                                                                                                      |
| 6  | 文化・自然・産業が調和し、明日（将来）の暮らしが見えるまち                                                                            | 都市的な要素と、郊外、田園などの要素が入り交じっている中央区なので、それらをうまく調和させることで、中央区としての一体感が得られるのではないかと思います。また、現在は、将来が極めて不透明で、将来に対する不安感が満ちている。そのようななか、区民が少しでも将来を見通すことができるようなまちづくりが出来れば良いと思う。                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 7  | 元気ある 安心・安全で 暮らしやすい 快適な生活がおくれる街                                                                           | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 8  | 花溢れる文教地区、安心・安全なまち、自然と共に暮らすまち                                                                             | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 9  | 浜松市の中心として、産業・文化・自然と調和した暮らしやすいまちを目指す<br>やらまいか精神で魅力あるまちづくりを目指す                                             | 浜松の歴史と文化、先人たちの知恵、豊かな自然を活かしたまちづくりを、やらまいか精神で取り組む。<br>浜松を元気に、区民が安心して暮らせるまちをつくる。<br>浜松の魅力を全国に発信し、住みたいまちナンバーワンを目指す。                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 10 | 政令市としての中心市街地の再生（整備）<br> | 現在の浜松駅周辺の状況は、30万人都市にも劣る。私有地だから手を出せないではなく、どうすれば活性化出来るかを、行政・地権者・市民が一体となり取り組むことが必要ではないか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 11 | 人と人とのつながり                                                                                                | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 12 | 豊かな人々 豊かな文化                                                                                              | 多様性という言葉も思い浮かぶが、それだけではない豊かさがある                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 13 | 魅力あふれる自然と都市の融合                                                                                           | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 14 | アートなまち<br>              | 音楽、美術館、博物館、自然、すべてにおいてアートを感じるようなまちになれば。アートは人の心にやさしさを余裕を生む                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 15 | だれひとりとりこぼさず、広く市民をやさしさに包み込むような包容力のあるまち                                                                    | これからさまざまなことが多様化するなかで、課題も多々あるがそれを大きな心で包容して時代の変化とともに柔軟に対応していける人情味あふれるまち                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 16 | 一歩 二歩 前進を目標に！<br>     | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 17 | メリハリのあるまち<br>         | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 18 | 活力を高める、魅力あるまち                                                                                            | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 19 | 住民主体や行政と住民の協議<br>     | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 20 | 身近な環境の改革<br>          | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 21 | 住民視線<br>              | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 22 | 子育てをしやすい街づくり                                                                                             | 中央区は、交通、産業、人口数、教育機関など政令都市浜松の中心的な地域であり、中央区の特色や現状を考慮しつつ、他の区とも連携を取り合っていく必要がある。<br><br>急激な少子高齢化 → 人口減少<br>・子育て、家事、仕事に女性が負担がかからないように、企業の対応が必要。また、シングルファザー、シングルマザーへの就業、子育て支援も必要。<br>・子供の減少に伴い、教育機関の統合と共に、特色を作る。この学校はスポーツ、この学校は音楽、この学校が語学というように、専門の指導員を派遣する。また、生徒の数が減っても、教員など子供の関わる人の人数は確保する。<br>・浜松には世界的な企業の本社が数々あるのに若い世代の人口が特に減っている。日本の真ん中で、東京、大阪にも行きやすく地の利は良い。浜松市と企業が話し合って、若い人材が浜松に住みやすく、仕事もやりがいがあり、子育てもしやすい環境を作ることが必要。 |
| 23 | 教育機関の統合と特色づくり                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 24 | 若い世代が仕事に魅力を感じる街                                                                                          | 浜松は、色々な意味で環境が整っている政令都市である。気候、自然に恵まれ、世界的な企業も数多くあり、地の利も良い。が、これら好条件が、連携をすることなくちぐはぐで、無駄が多く、今一つ魅力を発信できていないようにも感じる。本当に幸せな街づくりとは何かを皆で考え、それをコーディネートできる機関、もしくは専門の人を置く必要があると思う。                                                                                                                                                                                                                                               |
| 25 | 防災と子育て 都市と自然の調和 中央区                                                                                      | 安心して暮らせるまちづくり DX化と産業・農業の両立が出来る地域                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

令和7年度以降の区政運営方針における将来像について

<東地域>

|    | 中央区（全体）の特性や理想像を表すキーワード等                                                             | 理由・備考、その他意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 海・山・川・湖で育った心と心がつながり ちからとなる豊かな都市へ                                                    | 効率化を目指して、無機質で人と人が自然に触れ合う機会が失われた大都市は、人は個に埋没し、その社会性、パワーは眠ってしまふ。そうならないよう、周囲の自然環境に恵まれた特性も生かし、人の顔が見える街づくりをしてほしいから。                                                                                                                                                                                                                   |
| 2  | 60万人の融和と連携～自然と街の調和～                                                                 | 中央区の人口は約60万人で、国内の政令指定都市の行政区では最も多く、浜松市全体人口の約77%を占めている。<br>また、中心市街地と海・川・湖などの自然が共存している。こうした状況を踏まえると、中央区の目指す姿は融和と連携と考える。                                                                                                                                                                                                            |
| 3  | 「SDGs」を意識し、できることを東地域より発信していこう                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化による地球環境の破壊が進んでいる。（水資源の枯渇、洪水の多発、海洋及び森林等の生態系の破壊等）</li> <li>・地球規模の環境のことを考え、小さいことからでも良いので私達に出来ることは…</li> <li>・SDGs達成の為に、自分はどんなことができるだろうか</li> <li>・幼保中高の授業に気候変動の深刻さを知る環境問題の授業は、どの程度含まれているのか</li> </ul> ※中央区の特性や理想とはかけ離れた内容になってしまった。些細なことでもよいので、東地域がモデルとなって発信できることはないかという思いから書かせていただいた。 |
| 4  | ①安心安全なまちづくり<br>②人と人のつながり強化                                                          | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 5  | 区民・文化・産業が守られ発展する自然豊かなまち中央区                                                          | 旧5区が統合され、大きな区となった。大きくなったからと区民一人も取り残すことなく、それぞれの人格・尊厳を大切にしていけること。そして川や海など自然の恩恵を大切にし、文化産業の発展・未来へと続くまちを願う。                                                                                                                                                                                                                          |
| 6  | 自然と文化を誇り やらまいか精神のもとで築く躍動する中央区                                                       | 中央区の自然と文化に誇りを持ち、受け身でなく官民一体となってやらまいか精神で中央区に住んで良かったというまちづくりを目指したいと思った。                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 7  | ①人にやさしい町<br>②交通弱者を守る<br>③災害被災者を出さない                                                 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 8  | 【キャッチフレーズ】市民協働 思いやりのまちづくり<br>【キーワード】安心・安全                                           | 官民一体となってあらゆることを進める。どちらかが一方的に進めても続かない。/交通事故や災害対応、市民生活すべてにおいて安全・安心に心がける。                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 9  | ①住みたい暮らしやすいクリエイティブシティ浜松<br>②高い人間力・豊富な人材・ヒト・モノ・コトあふれる浜松<br>③支え合いから生まれた笑顔あふれる地域コミュニティ | ①人口減を克服し、万人が願う創造都市の構築を目指し、ヒト・モノ・コトすべてが他都市に誇れる浜松でありたい。<br>②これまでに培ってきた浜松人の人間力、人財を将来の街づくりの資源とする。<br>③古き良き時代の浜松を再生し、人間味あふれる未来都市 福祉の心のあふれた浜松の街づくりの指標としたい。                                                                                                                                                                            |
| 10 | ①若者も高齢者も共に輝く・中央区②多彩にあふれる文化の発信地・中央区                                                  | ①活気あふれ助け合いの優しいところが育まれている「だれもが安心して快適に暮らせるまち」では、子供から高齢者まで皆がそれぞれキラキラ輝いている状況で、将来の理想と考えるから。<br>②まち中で開催される展覧会やコンサートなど、市民レベルのイベントも多く、色々な文化活動が繰り広げられ、にぎわいのある中央区はあふれる文化の発信地と思うことから。                                                                                                                                                      |
| 11 | 啓く(区)・つなぐ(区)ー浜松の未来                                                                  | ひらくを「開く」ではなく「啓く」を意識したのは、人に正しい知識を広くすみずみまで伝え、皆で共有し、よりよい考え方を導く意味の「啓く」を。そしてより広がった関係性が連なり、一つに長くつながっていくという、区の再編が浜松のこれからの明るい未来を創造していく願いを込めている。                                                                                                                                                                                         |
| 12 | ①豊かな自然の恵みと思いやりあふれる中央区へ<br>②浜松市の東と西の玄関！人づくり・観光・産業・工業・文化を守り育てて次の世代へつなげよう！             | ①自然に感謝し守っていくことの気持ちと、安心安全な社会は、すべては思いやりからだと思う。区民が同じ気持ちを持てば交通安全にも繋がるのでは。<br>② —                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 13 | 安全で安心して暮らせる街                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全No.1の街</li> <li>・子供を安心して育てられる街</li> <li>・教育費、医療費の心配不要。</li> <li>・高齢者も余生を安心して過ごせる。</li> </ul>                                                                                                                                                                                        |
| 14 | 安全・安心・住みよい浜松市                                                                       | 人として安全で安心して住めることを目的に、誰からも住み良いと思われる浜松市でありたいから。                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 15 | 新たな夢と希望に向かう！子育てに夢を、安全安心に夢と希望を                                                       | これからの浜松市(中央区)を担う若い力に、子育ての夢を与え、区民には安全安心な夢と希望を与える。                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 16 | 結束                                                                                  | 現在はバラバラで、一体感が全くないため。                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 17 | ①安心して子育てができる施策の充実<br>②交通安全意識の高い地域性をつくりあげる                                           | ①次世代を担う子供たちを、地域をあげて守り育ててゆく。実効性にこだわる。<br>②人口10万人当たりの人身交通事故数 14年連続ワースト1を脱却できない現状を重く受け止め、その原因の解明を進め、交通安全意識を共有できる地域を目指す。                                                                                                                                                                                                            |

令和7年度以降の区政運営方針における将来像について

＜西地域＞

|    | 中央区（全体）の特性や理想像を表すキーワード等                     | 理由・備考、その他意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 多彩な文化で輝くまち                                  | 旧区はそれぞれに特色が違い、これは文化だと思う。それをひとつの言葉では表現しにくいので、多彩な文化のあるまちが中央区と考えた。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 2  | 転勤や移住による転入家族にも子育てしやすい住みやすい区                 | 旧中区の中央地区には多くの転入親子が行き場や居場所を求めていることを、子育て支援の現場で感じてきた。県外からの転入で、土地勘もない中でも、インターネットの情報などから郊外大型商業施設や公園、海、湖、山など自然もあり、親子での活動場所が豊かで良い環境だと感じている。保育施設の充実や交通面での利便性など課題はあるが、理想として提案した。                                                                                                                                                                                                        |
| 3  | 質素的（文化、自然、産業等）、多様（多彩）な地域性、自然があふれる街、国際都市・多文化 | 中央区は文化、歴史、自然、風土（住民の生活環境、意識）が異なる旧5区（中区、東区、西区、南区、北区（三方原地区））が統合されている。多様（個性的）であった地区を一つのキャッチフレーズで表現するキーワードとして。<br>また、浜松市は、多様な国籍を持った市民がおり、小さな国際都市の一面もある。                                                                                                                                                                                                                             |
| 4  | 多種多様な産業、文化、自然を生かした、全世代が暮らしやすいまちづくりを目指す      | 中央区は、東は天竜川から西は浜名湖、南は遠州灘から北は三方原台地まで、中央地区は県西部の中で最大の市街地と郊外には多くの自然が残り、地域特性が多様な地域である。産業も商業、工業、農業、漁業その他と多種で、各産業においても地域特性が多様、伝統、文化も同様である。中央区の多種多様な産業、文化、自然を生かし、全住民が住んで良かったと思える暮らしやすいまち、都市部からも浜松に住みたいと思われる、そんなまちづくりが理想である。                                                                                                                                                             |
| 5  | 提携・協業・連携で未来を作り、個々の特性を活かす                    | 思いが違った、旧区が集ったこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 6  | 魅力多彩、安全・安心がもてる                              | 中央区でも産業、自然、条件が多彩で、浜名区、天竜区との兼ね合いも含めて、魅力多彩はいいキーワードだと思う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 7  | 夢を持ちつづけることができる中央区、皆で築く夢のある中央区               | 10年後については、夢を語るくらい、はっきりしない形が見えないもの。こんな2034年であつたらうれしいなあという気持ちで提案した。                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 8  | ひとつの浜松、魅力的なところになってほしい                       | ① 市民の提案、協働、利便性の向上、安心安全の充実など、浜松が誰にでも暮らしやすい思いやりがあるまち。<br>② 海の幸、山の幸、工場（ものづくりが優れているところ）、楽器の街でもある。<br>③ 歴史に残る（徳川家康）。<br>④ 病院が多い → 安心できる → 信頼できる（施設も多い）。                                                                                                                                                                                                                             |
| 9  | 安心、安全、自然と産業                                 | 街の発展もあり、浜名湖、天竜川、遠州灘の自然もあり、産業との共存。10年後も住みたいと思えること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 10 | 『未来永劫に子孫繁栄、災害に強い、全ての老若男女が安全安心に暮らせるまちづくり』    | ① 筋（もやい）、結（ゆい）の歴史ある、地域の助け合い文化の復活<br>② 出生率を上げ、子孫繁栄社会の構築<br>③ 国土強靱化地域計画を推進し、事前の防災対策をして災害に強いまちづくり<br>④ 交通事故ワーストから脱却する、交通安全対策を早急に検討する<br>⑤ 全ての浜松市が笑顔溢れるまちづくり<br>⑥ 住みたい街、移住者に日本一に選ばれる中央区<br>⑦ 犯罪対策をして、安全安心なまちづくり<br>⑧ 子育て支援に万全を期す<br>⑨ ノーマライゼーション・男女共同<br>⑩ 生物多様性：自然条件を最大限に活かした、食料自給率向上するまちづくり（海／湖／河川／山／野原）<br>⑪ IT技術社会の中心は、常に浜松市民であること                                             |
| 11 | 自然を大切にする、産業を育む、生活と文化を豊かにする                  | 人々との生活とふれあいから生み出されるものであってほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 12 | 未来に輝く都“浜松”自然・産業・歴史を共有し、共棲できる街               | 全国で2番目の面積を有し、大海（太平洋）、南アルプスをいただく自然豊かな環境の中で、浜松市が所有する自然と地場産業及び歴史が調和した社会を創設し、“住みやすい街”を住民が実感し、相互理解し合える。全国の国民に浜松市を“魅力的な街”、“住んでみたい街”と思われる街にする。<br>①産業誘致により、Uターン就職者や移住・定住者の増加、促進による地域産業の発信による人材の確保を目指す。<br>②住民の流出防止と少子化対策<br>子育て支援施策が全国にはない魅力的で充実する街にすることで、流出住民は少なく、移住住民が増加させる施策ができ、活力ある街を創る行政がある。<br>③地域の文化、歴史的背景、特色を生かした観光施策による、浜松の魅力を全面に押し出し、移住住民、観光客の訪浜松向けマーケティング戦略を充実させる住民と行政がある。 |

令和7年度以降の区政運営方針における将来像について

<南地域>

|    | 中央区（全体）の特性や理想像を表すキーワード等                   | 理由・備考、その他意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 豊かな、地域社会の創造をめざして。                         | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 2  | 心でつながる思いやりのまちづくり                          | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 3  | 多様性を生かしたまちづくり（多様な他者との共生）                  | 文化の多様性が地域の活性化と発展につながるから。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 4  | 支え愛、みんな住みやすく、活気あふれるまちづくり                  | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 5  | 公園でパークPFI制度で再生、リノベーションでパートナーシップ           | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 6  | 人が人として大切にされる中央区                           | 人間一人ひとりの尊さをお互いに大切に感じれば、おのずと生活の優先順位がはっきりしてくると思います。優先順位の高いことがらを取り上げていけたらと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 7  | 「やらまいか中央区<br>～人・地域の個性が輝き、響き合う～」           | 誰もが活躍<br>地域（旧区）の特長を生かし、課題を克服<br>人・地域がつながりあって発展                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 8  | 「赤ちゃんからお年寄りまで、安心・安全な国際未来創り」               | 育児・学習・介護等全てに渡って、ていねいな取り組みを望みます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 9  | 産業・文化・自然が融合したまちづくり                        | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 10 | 文化・産業・自然・暮らしが融和する中央区                      | 〈南地域部分〉魅力あふれる南地域<br>豊かな自然、公園・スポーツ<br>暮らしを守る防潮堤・水門                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 11 | 活かそう浜松 “人” “環境” “土地” いろいろ                 | 人材の発掘、資源の有効活用、耕作放棄地の有効利用、幼稚園・学校（廃校等）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 12 | 子供の笑顔があふれる地域作り                            | 子供のいる地域には活気が生まれます。それは高齢者にも伝わるものだと思います。ただ、現在の子育て世代は、地域とのつながりはただ面倒な物にとらえているようです。世代間のつながりを持てる社会になっていくといいと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 13 | ・だれもが安心して暮らせる 中央区                         | 地震、豪雨災害が懸念されるため、防災と防犯に力を入れたいため、子どもも高齢者も安心して暮らせるように。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 14 | ・若者が集う 中央区                                | 若者 特に女性の関東圏への流出を防ぐ、それが出生率増加にもつながるため。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 15 | ・文化を育む 中央区                                | 音楽の街浜松を全面に打ち出したり、子どもたちの心を育てたりするため。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 16 | ・住みやすく 活気あふれる 文化都市 中央区                    | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 17 | ・幸福感増大と文化向上の中心地 中央区                       | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 18 | ・文化と産業の発展を目指す 中央区                         | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 19 | ・だれもが住んでみたいと思う街づくり                        | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 20 | スマート・スマイル・住みよい街                           | 団塊の世代が後期高齢者となり今後高齢者が多い状況となってくる。運転免許証返納に伴い公共の交通機関を使用する事となるが、JR東海道線を利用した場合ほとんど時刻を気にせず使用できる。また遠鉄の西鹿島線も同様である、しかしこの南行政センターに行き来するのはちょっと待ってになってしまうバスの便が悪い。公共の乗り物を使うことで、話はないが、色んな年齢の方々と交流できるのも楽しみである。高齢な私たちを見かけると席を譲ってくれる若者、嬉しくなる。高齢化しても趣味を持って活動することで若い人と同じ趣味を持つ方々との交流し楽しむことができる、今後地域で趣味の会を作った際には、市から交付金が出る様である、活用したいものです。<br>地域の問題としては、市立幼稚園の園児の減少、家庭でご夫婦が働く事により長時間の保育希望する方が増えている、どうしても私立保育園を望んでしまう。存続も危うい。夏の交通安全運動開催の初日には、自治会の会員さん達とのぼり旗を持って通学路に立ち子供達とも触れ合いたいと考えている。 |
| 21 | 多文化共生                                     | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 22 | デジタル技術の活用                                 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 23 | 外国人（ブラジル人）の高齢化がすすんでいるので、福祉や行政サービスの情報発信が必要 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 24 | 中心市街地の活性化                                 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 25 | 防災力の向上・住民の防災への意識づけ                        | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 26 | 子供から高齢者まで、あらゆる人々が住みやすい街（共生社会）             | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 27 | 少子化対策                                     | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

| 区 分                         | □諮問事項      ■協議事項      □報告事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 件 名                         | 令和6年度協働センター等を核とした地域課題解決事業について<br>「富塚大根&花火ラボラトリー」の開催について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 事業の概要<br>(背景、経緯、<br>現状、課題等) | <p>経緯：昭和4年の「昭和恐慌」が起き、富塚地区において、繭などの暴落をきっかけに、大根を栽培する農家が増えた。特に、漬物用大根をリヤカーに積み、笠井や浜北方面、遠くは磐田市の福田まで売り歩き、「富塚大根」と呼ばれ、評判が高かった。近年でも、首都圏などへ出荷されていた。現在では、富塚地区の西和を中心に数戸であるが、大根栽培の農家がいる。また、時を同じくして、同地区で花火業者が昭和4年から昭和42年まで花火を製造しており、大根と同様に地域文化を伝承したい。<br/>(わがまち文化誌「とみつか」引用し一部編集)</p> <p>課題：協働センター職員が、地域住民と話す中で、次のような話題が出た。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 富塚大根を知る地域住民（特に学生や若者）が非常に少ない。協働センター利用者等87名に聞いたところ、1人も知らず、知名度が低い。</li> <li>(2) 富塚大根は台地で生産されているため、出来が良く非常に美味と評判である。</li> <li>(3) 令和6年6月、食品衛生法改正により、農家の自家製漬物を販売することが困難となった。</li> <li>(4) 地域コミュニティが希薄になっている。</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富塚地区コミュニティ協議会や農家が主体となり、協働センターと協働し、実行委員会を結成する。大根にまつわるイベント等を開催することで、富塚大根の知名度を上げるとともに地産地消を進めていきたい。</li> <li>・食品衛生法改正により、農家の自家製漬物は、伝承困難な状況にある。現在、保健所の営業許可を取らなければ販売できない。実際、そのことを知らない農家が、漬物販売したところ、保健所に指摘された。営業許可を取得するためには、自宅の調理設備を改修し、100万円以上かかる。実際、そこまでして漬物販売を継続する農家はなく、自家製漬物は【郷土の味】であり、こうした「味」や「技術」をはじめとする食文化を絶えないよう広めていく必要がある。</li> <li>・1か月間地域全体で、「富塚大根&amp;花火ラボラトリー」と銘を打ち、富塚大根にまつわる事業を行い、愛着心を持ってもらう。特に、「大根フェスティバル」は地域初・発のイベントであり、大きくPRしていきたい。富塚で大根栽培と田畑煙火が事業を始めた時期が昭和4年と同時期であり、生活や歴史を含めた当時の富塚文化を今の世代に伝えたい。</li> <li>・これらの事業を通じて、富塚大根・農業・花火の良さを知ってもらい、多様な学びを得るきっかけとする。</li> </ul> |

|                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象の区協議会                        | 中央区協議会（中地域分科会）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 内 容                            | <p>事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富塚地区の埋もれた地域資源（富塚大根、花火）を掘り起こし、次世代へ伝承する。地域住民とともにさまざまな事業実施を行うことにより、知名度向上や地域コミュニティ活性化を図る。</li> </ul> <p>活動内容案等</p> <p>（１）大根フェスティバル<br/> 日時：令和７年２月２２日（土）１６～１８時<br/> 会場：佐鳴湖公園 北岸管理棟芝生広場前等<br/> 想定参加者：１,０００名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大根を中心とした料理や野菜マルシェ</li> <li>・大根を形とった冬の花火打ち上げ</li> <li>・家庭レシピを公募し、資料配布等</li> <li>・アーティストと大根などの絵を描く参加型ワークショップの開催</li> </ul> <p>（２）地域伝承・富塚地域学<br/> 「在所のおっかさから学ぶ絶品！漬物（おこうこ）」<br/> 「おらんちの餅（あんもう）をこしらえる」<br/> 日時：令和７年２月２５日（火）１０～１２時<br/> 会場：富塚協働センター 料理教室<br/> 想定参加者：２０名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お母さんの味の地域伝統漬物を学ぶ</li> <li>・過去、現在、未来の大根の漬け方</li> <li>・「からみ餅」の作り方</li> </ul> <p>（３）ミニ歴史資料館<br/> 日時：令和７年２月１日（土）～２月２８日（金）<br/> 会場：富塚協働センターロビー<br/> 想定参加者：１,０００名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富塚地域に昔の畑や生産の様子がわかる写真や農具を広く公募して展示する。花火工場の歴史や当時の生活様式も含め、協働センターロビーで１か月間展示を行い、次の世代に学びのきっかけとする。</li> <li>・富塚小学校１５０周年キャラクター「さんさんライオン」と富塚大根のコラボしたオリジナル塗り絵を配布する。</li> </ul> <p>※すべての事業及び報告をチラシ等で実施予定</p> |
| 備 考<br>（答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など） | 協議結果を得たい時期：令和６年１２月２５日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 担当課                            | 中央区区振興課（富塚協働センター）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

地域力向上事業「協働センター等を核とした地域課題解決事業」

「富塚大根&花火ラボラトリー」事業 概算事業費内訳書

| 概 算 額    | 内 訳                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 600,000円 | <p>【協定締結先】<br/>富塚地区コミュニティ協議会<br/>→「富塚大根盛り上げ隊実行委員会」を結成</p> <p>【内訳】<br/> 報償費 70,000 円（賞品代、交通整理の警備費等）<br/> 講師謝礼 21,000 円<br/> （内訳）<br/> ＜大根フェスティバル・アーティスト＞<br/> 3,500 円×2 時間×1 人分＝7,000 円（講師）<br/> ＜富塚地域学・漬物講座＞<br/> 3,500 円×2 時間×1 人分＝7,000 円（講師）<br/> 1,750 円×2 時間×2 人分＝7,000 円（助手）<br/> 需用費 448,000 円<br/> （内訳）<br/> 300,000 円（花火代）<br/> 113,000 円（食材費）<br/> 35,000 円（事務用品、募集チラシ等）<br/> 役務費 1,000 円（郵便料等）<br/> 委託料 30,000 円（ごみ回収）<br/> 使用料 30,000 円（駐車場使用料）</p> |



令和6年12月6日

中央区協議会（中地域分科会）

会長 鈴木 義明 様

富塚地区コミュニティ協議会 会長 井口隆夫

### 富塚地区のゾーン 30 プラス指定に関する要望について

（趣旨）

- ・ 通り抜け車両が生活道路や子どもたちの通学路に侵入し、歩行者の安全確保や交通事故を防止するため、侵入抑制、速度抑制対策が必要である。

（要望内容）

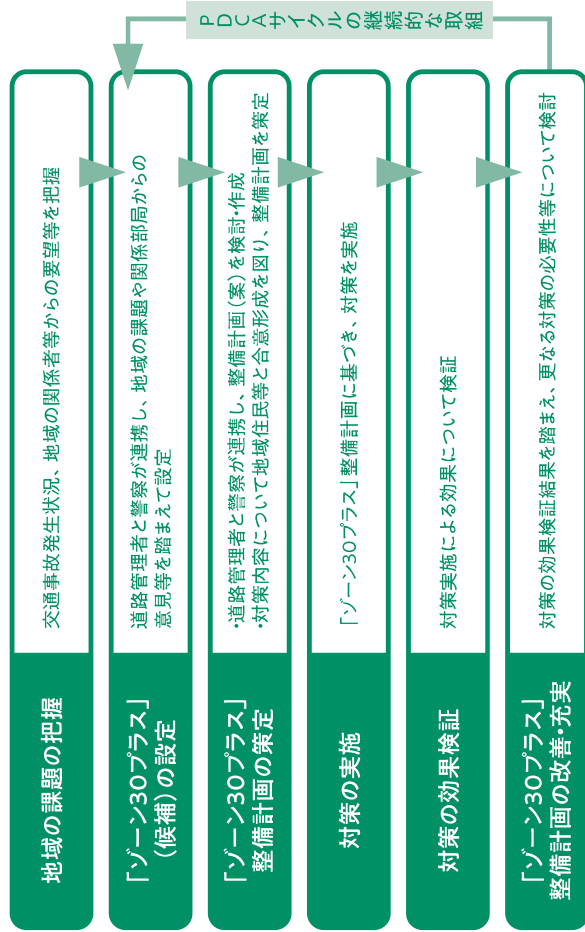
- ・ 富塚地区において、交通安全対策として行政・警察・学校等と連携し協議を進めてまいりました。  
つきましては、速やかにゾーン 30 プラスの指定をしてほしい。  
※区域規制の要望箇所やゾーン 30 プラスについては別紙のとおり



[illegible]



## 「ゾーン30プラス」の取組フロー（道路管理者・警察）



## 「ゾーン30プラス」に関するよくあるご質問

### Q 1 「ゾーン30」と「ゾーン30プラス」の具体的な違いは何ですか？

**A 1** 「ゾーン30」は、警察（公安委員会）による最高速度30km/hの区域規制が主な対策でしたが、「ゾーン30プラス」では、道路管理者と警察が検討段階から緊密に連携しながら、最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスの組み合わせにより交通安全の向上を図り、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備に取り組むものです。

### Q 2 物理的デバイスを設置するとどのような効果が期待されますか？

**A 2** ハンブやスムーズ横断歩道は、30km/hを超えて走行する車両の運転者に不快感を与えることで速度や抜け道利用を抑制する効果が期待できます。また、スムーズ横断歩道を設置した箇所では、自動車、横断歩道を横断し、又は横断しようとする歩行者等へ道を譲る確率が向上することが確認されています。狭さくやシグケインは、道幅の一部を狭くしたり、カーブさせた形状としたりすることで、車両の走行速度や抜け道利用を抑制する効果が期待できます。

### Q 3 物理的デバイスを試験的に設置することは可能ですか？

**A 3** 取り外し可能なハンブやロードコーン等を活用することにより、物理的デバイスを試験的に設置することが可能です。（国土交通省では、地方公共団体へ取り外し可能なハンブの無償貸与を行っています。）  
なお、いずれも設置するには課題等がある道路の道路管理者に相談していただく必要があります。

「生活道路の交通安全対策ポータル」でも役に立つ情報を発信中  
生活道路の交通安全対策ポータル <https://www.mlit.go.jp/road/traffic/sesaku/anzen.html>



# ゾーン30プラス

さんじゅう

～交通事故のない生活道路を目指して～

最高速度30km/hの

区域規制が実施されています！

この道路区域内には  
物理的デバイスが設置されています！

## ゾーン30プラス



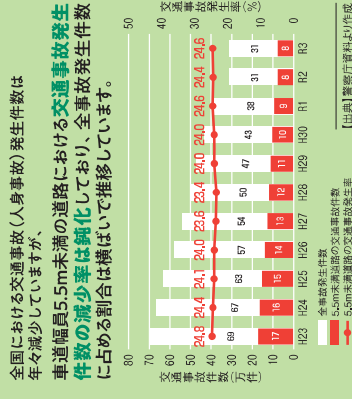
歩行者の飛び出し等により一層の注意をお願いします！

抜け道としての利用は  
ご遠慮ください！

## 「ゾーン30プラス」の必要性

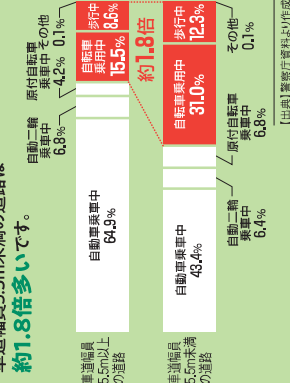
### ●生活道路における交通事故の発生状況

交通事故発生件数と車道幅員5.5m未満道路の交通事故発生率の推移

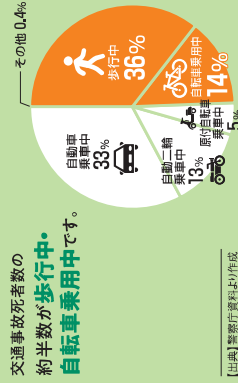


車道幅員5.5m以上の道路における歩行者・自転車乗用中の死者の割合と比較して

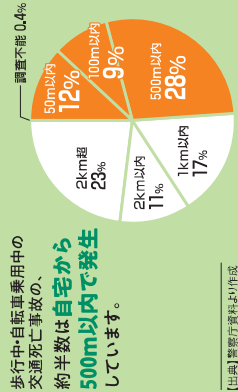
車道幅員5.5m未満の道路は約1.8倍多いです。



### 交通事故死者の状況別割合(令和3年中)



### 自宅からの距離別死者数の割合(令和3年中)



### 自動車等の速度と歩行者の致死率

自動車等の速度が30km/hを超えると、歩行者の致死率が急激に上昇します。

【出典】警察庁資料より作成  
※1 警察庁資料より作成  
※2 平成25年度から令和3年度までの車道幅員5.5m未満道路の交通事故発生状況の分析による。  
※3 致死率とは、死者数に占める死者数の割合をいう。

歩行者の致死率(%)



### ●物理的デバイス設置による効果(各地(36都道府県)で設置したスムーズ横断歩道の設置効果検証結果)

横断歩道を渡る歩行者の割合が低下しました。

横断歩道付近で停止又は徐行した自動車の割合が向上しました。

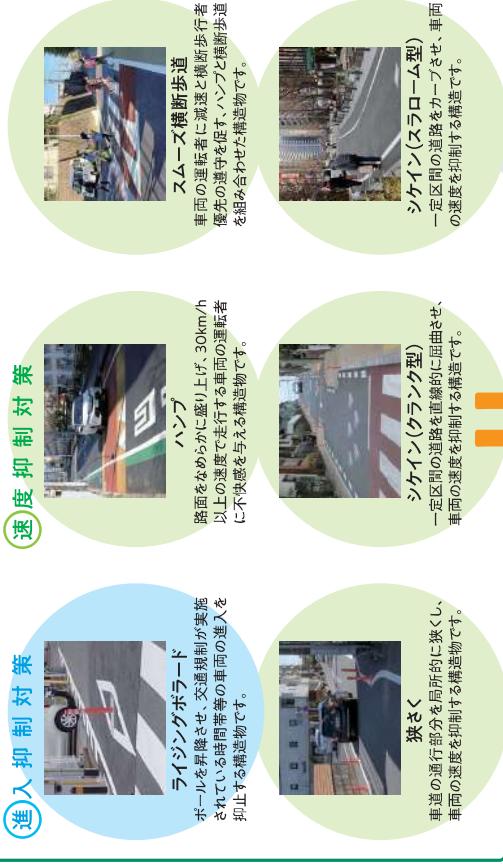


## 生活道路の新たな交通安全施策「ゾーン30プラス」

生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るため、最高速度30km/hの区域規制「ゾーン30」とハンブ等物理的デバイスの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、道路管理者と警察が連携しながら整備を進めています。



### 道路管理者による物理的デバイス設置



### ゾーン30プラス



はままつ  
ちゅうおうく いいだちよう

# 「ゾーン30プラス」 整備計画（静岡県浜松市 中央区飯田町地区）

出典：国土交通省HP  
「生活道路対策事例」

## ■地区

- ・静岡県浜松市 中央区飯田町地区

## ■主な対策内容

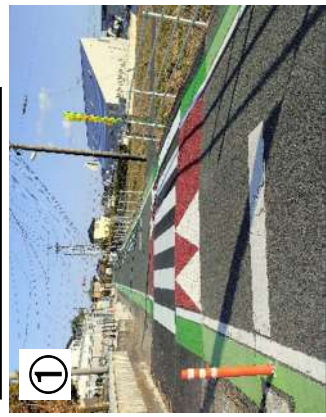
- 【警察（浜松東警察署（TEL:053-460-0110））
- ・最高速度30km/h区域規制
- 【道路管理者（浜松市土木部道路企画課（TEL:053-457-2232））
- ・スムーズ横断歩道、ハンプ、狭さく など

※対策内容の詳細については、上記の問い合わせ先にご連絡ください。

## ■推進体制

- 対策検討会
- ・浜松東警察署
  - ・浜松市
  - ・関係自治会：飯田町西、飯田町田畑  
飯田町開戸、飯田新田  
飯田上組、南天竜

## ■対策の実施状況



①

スムーズ横断歩道



②

ハンプ



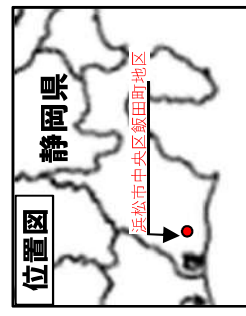
③

狭さく



④

路肩の拡張



位置図  
静岡県  
浜松市中央区飯田町地区

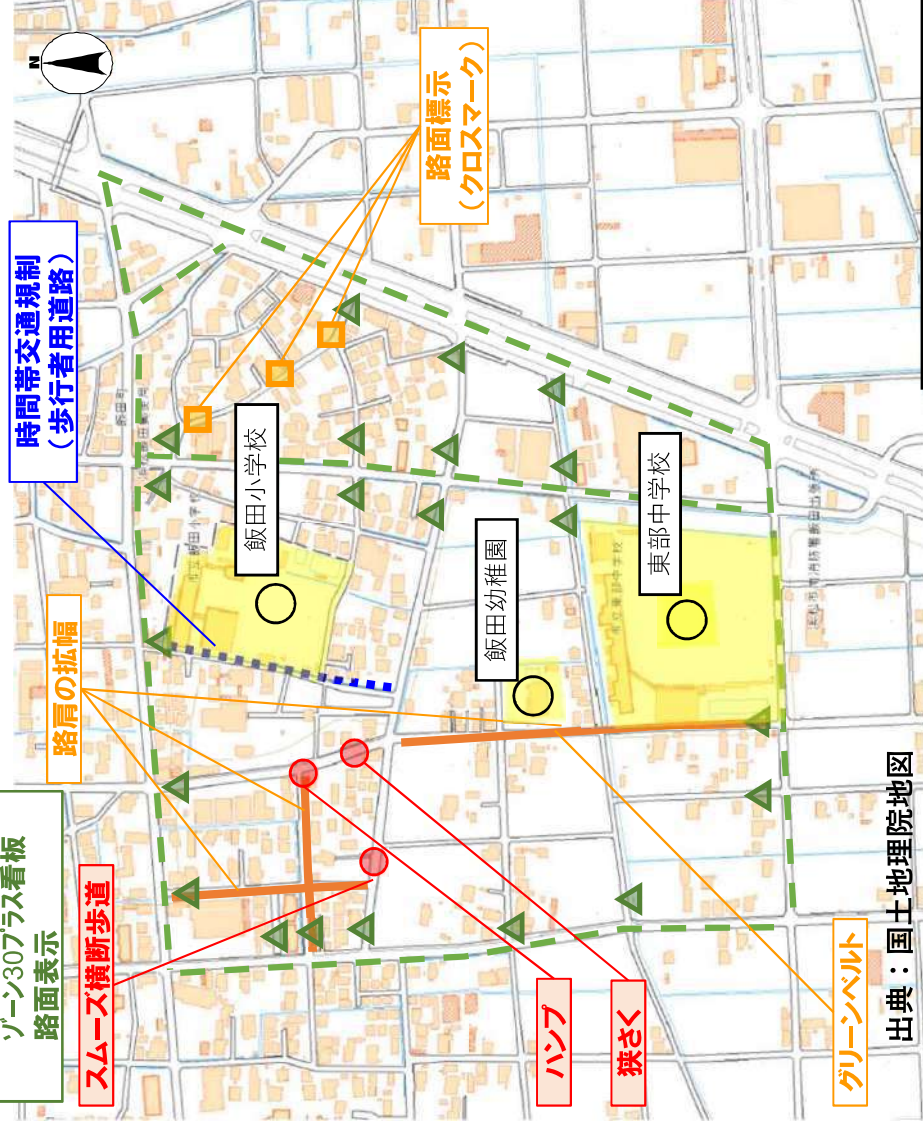
最高速度30km/h区域規制

ゾーン30プラス看板  
路面表示

スムーズ横断歩道

路肩の拡張

時間帯交通規制  
（歩行者用道路）



出典：国土地理院地図

| 凡例                  |          |
|---------------------|----------|
| ゾーン30プラス<br>看板・路面表示 | ゾーン30プラス |
|                     | 対策済      |
|                     | 対策予定     |
| その他ハード対策            |          |
|                     | 対策済      |
|                     | 対策予定     |
| 物理的デバイス             |          |
|                     | 対策済      |
|                     | 対策予定     |
| 規制等                 |          |
|                     | 対策済      |
|                     | 対策予定     |
| ソフト対策               |          |
|                     | 実施中      |
|                     | 実施予定     |

※緑線は整備区域に含まれない道路



# 「ゾーン30プラス」整備計画（静岡県浜松市 中央区長上地区）

出典：国土交通省HP  
「生活道路対策事例」

## ■地区

- ・静岡県浜松市 中央区長上地区

## ■主な対策内容

【警察（浜松東警察署（TEL：053-460-0110））

- ・最高速度30km/h区域規制 交通指導取締り

【道路管理者（浜松市土木部道路企画課（TEL：053-457-2232））

- ・ハンブ、イメージハンブ など

※対策内容の詳細については、上記の問い合わせ先にご連絡ください。

## ■推進体制

対策検討会

- ・浜松東警察署
- ・浜松市
- ・関係自治会：天王町西、市野町南

## ■対策の実施状況



ハンブ



車道幅員の狭小

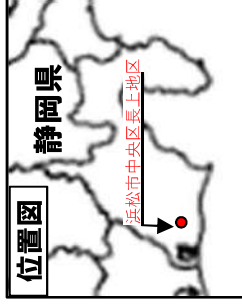


イメージハンブ



注意喚起路面標示（止まれ強調）

※ 今後、実施した対策の効果検証を行い、更なる対策の必要性等について検討していきます。（PDCAサイクルの継続的な取組）



位置図  
静岡県  
浜松市中央区長上地区

最高速度30km/h区域規制



ゾーン30プラス看板  
路面表示



交差点カラー化

注意喚起路面標示

与進幼稚園  
与進小学校

車道幅員の狭小

イメージハンブ

グリーンベルト

ハンブ

出典：国土地理院地図

凡例



ゾーン30プラス

ゾーン30プラス  
看板・路面表示

対策済

対策予定

物理的デバイス

対策済

対策予定

その他ハード対策

対策済

対策予定

ソフト対策

実施中

実施予定



## 中地域分科会委員からの質問に対する回答について

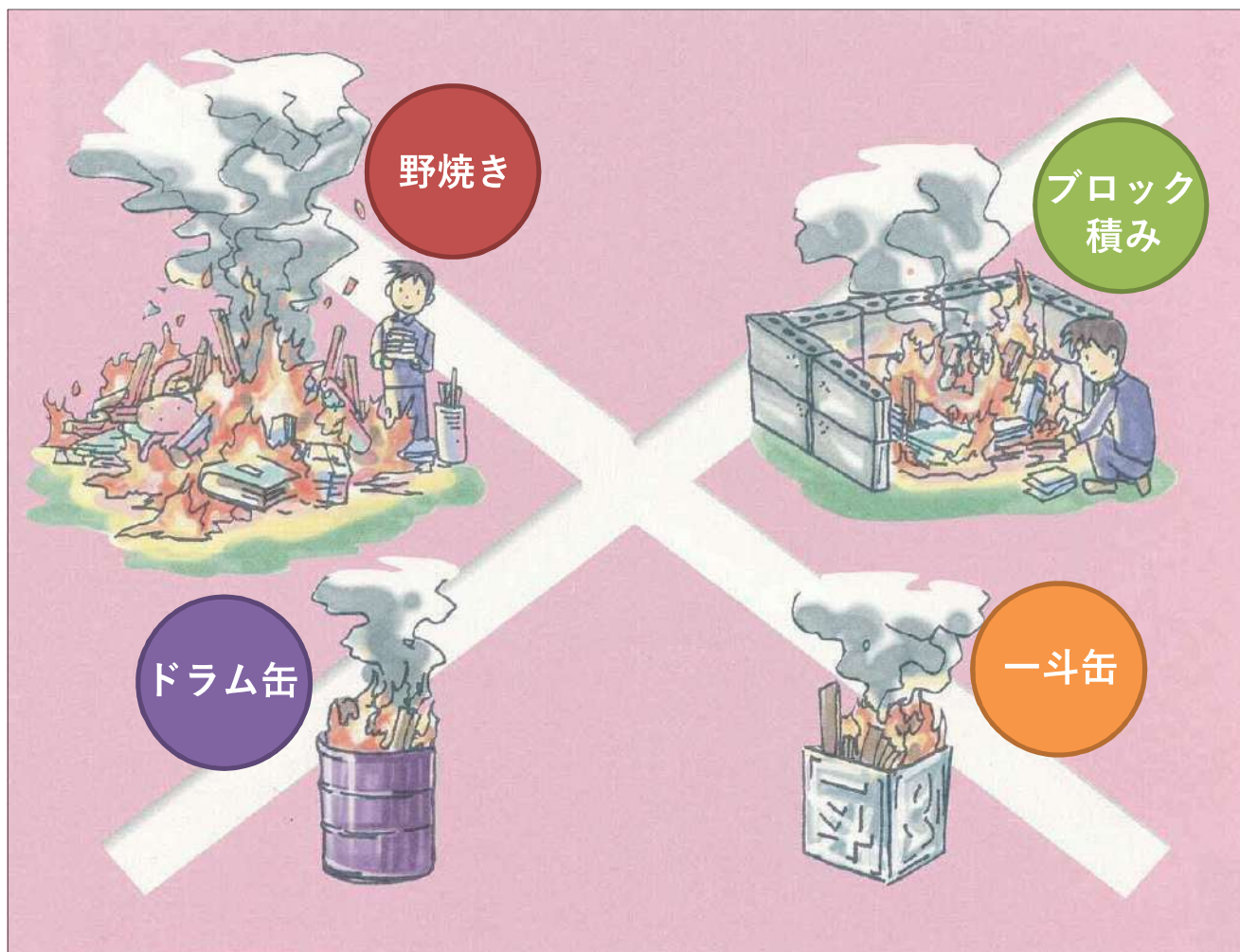
### ●その他

#### 地域の課題等に関する質問・意見

| 質問（意見）者  | 池原 和義委員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 質問（意見）事項 | <p>&lt;野焼きについて&gt;</p> <p>私の住んでいる地域は、農業を営んでいる方が多く、野焼きが頻繁に行われます。先日も、近所で野焼きがあつて、煙と臭いに迷惑した為、止めてもらうよう当人に言ったところ、「消防に連絡してあるから」と言われました。野焼きは条例で禁止されていなかったのですか？消防は、近所の住民が迷惑しているのに、条例で禁止されている野焼きをなぜ許可するのですか？</p> <p>今後、野焼きが行われた場合の対処方法と罰則の有無について教えてください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 担当課（回答）  | 環境保全課、一般廃棄物対策課、産業廃棄物対策課、消防局予防課                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 回答       | <p>① 規制、届出について ※詳細別紙</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野焼き（屋外での焼却行為）は、悪臭防止法、静岡県生活環境の保全に関する条例、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定により、原則禁止されています。</li> <li>・農業のためのやむを得ない焼却は禁止の例外となっています。このため、苦情があれば、中止の指導が行われます。</li> <li>・消防署へは、火事との区別を付けるための届出が義務付けられていますが、野焼き行為を許可するものではありません。</li> </ul> <p>② 罰則について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に罰則規定があります。</li> </ul> <p>③ 対処方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全課が初動対応を担当していますので、ご連絡ください。</li> </ul> <p style="text-align: center;">浜松市環境部 環境保全課 大気・騒音対策グループ<br/>         浜松市中央区鴨江三丁目 1 番 10 号 053-453-6170<br/> <u>浜松市公式 HP「野焼き相談受付フォーム」でも受付しています。</u></p> |



# 屋外での焼却行為は 原則 **禁止** です



- ・ 屋外でのごみ(枯草や枝木を含む)の焼却行為は、**原則禁止**されています。
- ・ 農業のためのやむを得ない草木等の焼却(灰の利用や害虫駆除を目的とした焼却など)は禁止の例外となっていますが、**苦情があれば、悪臭防止法や静岡県条例に基づき、中止の指導をすることがあります。**
- ・ 事前に消防署に届け出ていても中止していただくことがあります。  
(火事との区別を付けるための届出であり、**野焼きが許可されたわけでは  
ありません**)



< 問合せ先 >

浜松市 環境部 環境保全課  
大気・騒音対策グループ

浜松市中央区鴨江三丁目1番10号

TEL : 053-453-6170

FAX : 050-3606-4363

E-mail : kankyoho@city.hamamatsu.shizuoka.jp

令和6年1月作成



## ◆◆◆野焼きの原則禁止に関する条文(要約)◆◆◆

### <悪臭が生じる物の焼却の禁止>

#### 悪臭防止法 第15条

何人も、住居が集合している地域においては、燃烧に伴って悪臭が生ずる物を野外で多量に焼却してはならない。

### <屋外における燃烧行為の制限>

#### 静岡県生活環境の保全に関する条例 第100条

- ① 事業者は、燃烧の際ばい煙、悪臭等を発生するおそれがある物を、廃掃法で定める基準によらず屋外において燃烧させてはならない。
- ② 事業者以外の者は、ばい煙、悪臭等を発生するおそれがある物を屋外においてみだりに燃烧させてはならない。

### <焼却禁止>

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条の2

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- ① 法に定める廃棄物の処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- ② 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- ③ 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

### <焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却>

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第14条

法第16条の2第3号に定める焼却は、次のとおりとする。

- ① 国又は地方公共団体による施設管理のための焼却
- ② 災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却
- ③ 風俗慣習上や宗教上の行事のための焼却
- ④ 農業、林業、漁業を営むためのやむを得ない焼却
- ⑤ 日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

上記の例外焼却に該当する場合であっても、**近隣環境への配慮は必要です。**  
**苦情があれば中止の指導をすることがあります。**

## 中地域分科会委員からの質問に対する回答について

### ●その他

#### 地域の課題等に関する質問・意見

| 質問（意見）者  | 鈴木 登志郎委員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 質問（意見）事項 | <p>①浜松市内（特に中央区）における広域防災倉庫の設置状況（箇所数、場所）を教えて欲しい。</p> <p>②現状の広域防災倉庫で必要な備蓄食料や機材が収容できるのか、あるいはかなり不足するのか。</p> <p>③広域防災倉庫と指定避難所（小学校等）の防災倉庫において備蓄品について情報共有ができているのか。</p> <p>④広域防災倉庫の状況については地域の自主防災隊等と情報が共有されているのか。</p>                                                                                                                                   |
| 担当課（回答）  | 危機管理課、区振興課                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 回答       | <p>①中央区に設置されている広域防災倉庫は、18箇所でございます。なお、災害時に一般市民が直接物資を取りに来ってしまうことなどが懸念されることから、設置場所は原則非公表としております。</p> <p>②本市では、避難所へ分散備蓄を基本としており、避難所等へ入りきらなかった物を周辺の広域防災倉庫に備蓄することにしてはいますが、毛布や簡易トイレなどは、備蓄場所が不足しており、市の遊休財産を活用するなど確保に努めています。</p> <p>③区役所の防災担当や避難所運営に携わる地区防災班員には、備蓄品等の情報を共有しております。</p> <p>④上記①のとおり、一般には公表していないことから、避難所運営に携わる市職員（地区防災班）と、情報共有してまいります。</p> |



浜松市民の皆さんの新しいアイデアを募集します！！

# 地域力 向上事業



浜松市  
HAMAMATSU CITY

～市民提案による住みよい地域づくり助成事業～

[補助上限額]

200万円

■ 補助率

補助対象経費の1/2以内

■ 対象者

浜松市内で活動する団体

■ 問合せ

各区役所 区振興課または行政センター

※ 詳細は裏面をご覧ください。

市民の皆さんが主体になり  
地域づくりに取り組む事業が対象じゃ

地域  
活性化

文化  
スポーツ

魅力  
発信

健康  
福祉

生活  
環境

などなど



出世大名 ©浜松市  
家康くん

【募集期間】  
令和6年12月24日（火）～令和7年1月31日（金）午後5時【必着】

令和7年度 2025

## Q

## 補助対象となる団体は？

3人以上で構成され、市内に住所を有するまたは市内で活動する法人その他グループで、申請の時点で市税の未納がない団体が補助対象です。

（ただし、政治・宗教を目的とする団体や暴力団等と密接な関係を有する団体等は対象外）

## Q

## 補助対象になるのはどんな事業？

次のいずれかに該当する公益性のある事業

- ① 地域コミュニティづくり
- ② 安全安心な地域づくり
- ③ 生活改善及び生活環境の向上
- ④ 文化・スポーツ・生涯学習の振興
- ⑤ 健康・福祉の向上
- ⑥ 地域の特性を活かしたまちづくり

（ただし、政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業や公序良俗に反するおそれがあると認められる事業等は対象外）

## Q

## 事業の実施期間や採択の回数？

4月1日～翌年3月31日までの年度内に完了するよう事業計画を立ててください。

同一事業につき最大3回（通算3年度分）継続して補助を受けることができます。補助率は1年目50%以内、2年目40%以内、3年目25%以内と段階的に下がります。なお、3年連続でなくても構いません。

## Q

## 行政区再編による影響は？

- ・補助上限額や対象経費など、助成条件はこれまでと変わりません。
- ・提案書類の提出先は、事業を実施する地域の区振興課または行政センターです。
- ・区再編後は、これまでどおり旧7区のエリア内での事業実施に加えて、区内を対象とした事業提案も可能となります。（例：中央区であれば、旧西区と旧南区にまたがる事業が可能。）
- ・その場合、提案書類の提出先は、事業を実施する地域内の、どの区振興課や行政センターでも構いません。判断に迷う場合には、区役所等へご相談ください。

## Q

## 問い合わせ先は？

各区役所ホームページから提案書のダウンロードができます。募集状況や提案書の提出期限など、詳しくは各区区振興課または行政センター（天竜区は各地区支所）へお問い合わせください。

## 問い合わせ先

| 問い合わせ先 |         |              |     |       |              |
|--------|---------|--------------|-----|-------|--------------|
| 中央区    | 区振興課    | TEL：457-2210 | 天竜区 | 区振興課  | TEL：922-0013 |
|        | 東行政センター | TEL：424-0115 |     | 春野支所  | TEL：983-0001 |
|        | 西行政センター | TEL：597-1112 |     | 佐久間支所 | TEL：966-0001 |
|        | 南行政センター | TEL：425-1120 |     | 水窪支所  | TEL：982-0001 |
| 浜名区    | 区振興課    | TEL：585-1141 |     | 龍山支所  | TEL：966-2111 |
|        | 北行政センター | TEL：523-1168 |     |       |              |

# 令和7年度 地域力向上事業 ～市民提案による住みよい地域づくり助成事業～ ガイドブック

## 目次

- 1 地域力向上事業とは？
- 2 「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」とは？
- 3 「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」に  
事業を提案してみよう！
  - ① 補助対象となる団体とは？
  - ② 補助対象になるのはどんな事業？
  - ③ 対象期間や採択回数は？
  - ④ 補助金額について
  - ⑤ 補助対象になる経費とは？
  - ⑥ 事業提案から補助金交付までの流れ
  - ⑦ 提出書類
  - ⑧ 問い合わせ先
  - ⑨ 事業を提案してみよう
  - ⑩ 事業提案のポイント
- 4 「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」活用事例

皆の力で地域を元気に、  
より良くするのじゃ!!!



## 1 「地域力向上事業」とは？



地域力向上事業は、住みよい地域社会を実現するため、区内の地域資源を活かした事業や、課題を解決するための事業を実施するものです。

- ① 市民提案による住みよい地域づくり助成事業
- ② 区民活動・文化振興事業
- ③ 区課題解決事業
- ④ 協働センター等を核とした地域課題解決事業

の4つの事業区分があり、①は、市民の皆さんが主体となって行う事業、②～④は、市民の皆さんとの協働により、市が主体となって行う事業です。



## 2 「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」とは？

- 市民の皆さんが地域の課題解決や、地域の活性化などのために主体的に実施する事業に対し、市から補助金を交付する制度です。
- 市民の皆さんが自ら地域のことを考えて、地域の課題解決や地域の魅力の掘り起しを行うことで、地域で活動される人材が育ち、地域の人同士のコミュニティができ、地域が元気になることが目的です。



### 3 「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」に事業を提案してみよう！



「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」では、皆さんからの事業提案を募集しています。

「地域をより良くするためにこんなことを考えているのだけど…」

「地域の抱える課題を、住民の手で解決したい！」などお考えの方は、事業を組み立てて是非ご提案ください。

#### ① 補助対象となる団体とは？

3人以上で構成され、市内に住所を有するまたは市内で活動する法人その他グループで、申請の時点で市税の未納がない団体が補助対象です。

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- (1) 政治・宗教を目的とする団体
- (2) 暴力団、暴力団員等、暴力団員と密接な関係を有する者ならびに、これらの者のいずれかが役員等となっている法人その他の団体
- (3) その他公序良俗に反する団体

#### ② 補助対象になるのはどんな事業？

次のいずれかに該当する公益性のある事業。

- (1) 地域コミュニティづくりに関する事業
- (2) 安全安心な地域づくりに関する事業
- (3) 生活改善及び生活環境の向上に関する事業
- (4) 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業
- (5) 健康・福祉の向上に関する事業
- (6) 地域の特性を活かしたまちづくり事業

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- (1) 政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (3) 施設整備など後年度に維持管理経費が生じる事業
- (4) 国、他の地方公共団体又は浜松市の他の補助金等の支援を受ける事業
- (5) 国、他の地方公共団体又は浜松市の外郭団体から別に補助金等の公的支援を受ける事業

### ③ 対象期間や採択回数は？

#### <対象期間>

地域力向上事業の事業期間は、単年度ごととなっています。そのため、事業を提案する場合は、該当する年度の4月1日～3月31日の間に事業開始～完了までを計画する必要があります。

#### <採択回数>

継続事業は最大3回（最長三ヶ年度分で、3年連続でなくても構いません）まで助成対象となります。当初事業と目的又は内容が様変わりしている場合は、新規事業として取り扱います。

※重大な感染症のまん延または地震、台風などの災害等の発生により、採択後実施ができない事業について、市と協議し、事業を中止した場合は、当該年度の補助金の交付確定金額が0円であったときに限り、採択回数に含めません。

### ④ 補助金額について

事業実施に必要な経費のうち、補助金の交付対象となる経費に対して、初年度は50%以内、二ヶ年目は40%以内、三ヶ年目は25%以内を補助します。（二ヶ年目以降は事業を継続して実施する場合。）

※ 補助金額は予算の範囲内とし、上限額は200万円です。

| 採択回数 | 初回    | 再度    | 再々度   |
|------|-------|-------|-------|
| 補助率  | 50%以内 | 40%以内 | 25%以内 |

地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」は、皆さんの地域活動のきっかけづくりや事業を継続して実施するためのスタートアップを支援する制度です。

そのため、市の助成が終わっても、地域の皆さんが主体的に自立して事業を継続することができるように、採択回数は最大3回（最長で三ヶ年度分）、補助率は徐々に下がる仕組みになっています。



## ⑤ 補助対象になる経費とは？

| 経費区分 | 対象経費の例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 備考                                                                                                                                                                                                                                             |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 報償費  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 講師謝礼（外部講師、出演者、MC、審判、審査員等）</li> <li>➤ 原稿執筆者の執筆等への謝礼</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 団体構成員への支払いは対象外です。</li> <li>➤ 事業規模等に応じ、適正かつ妥当な額を対象とします。</li> </ul>                                                                                                                                     |
| 賃金   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 臨時的に雇用した看護師や保健師、専門スタッフ（映像・音響・照明・舞台監督等）、アルバイト等への賃金</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>チェック！こんな経費は対象外！</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓事業規模に見合わない雇用への賃金<br/>例）必要人員以上のアルバイト雇用</li> <li>✓通常業務を行う団体構成員への賃金</li> </ul> </div> | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 特定の技量を要する行為や特別に役務の提供が必要と認められる場合に支払う賃金を対象とします。</li> <li>➤ 事業規模等に応じ、適正かつ妥当な人数・時間の範囲内で実施する経費を対象とします。</li> <li>➤ 団体構成員・アルバイトの賃金は、申請時点の静岡県最低賃金を原則とします。</li> <li>➤ 資格や特殊技能を要する業務は、専門性に適した金額とします。</li> </ul> |
| 旅費   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 出演者等との打合せに要する交通費</li> <li>➤ 出演者等が事業（イベント、講演会等）へ出席するために要する交通費、宿泊費</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>チェック！こんな経費は対象外！</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓事業実施者の内部調整に関するもの<br/>例）遠方の団体構成員との打合せ</li> </ul> </div>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 宿泊費の上限は、1名1泊10,200円（食事代は対象外）とします。<br/>※宿泊しなければ事業実施が困難であると認められる場合のみ</li> <li>➤ 交通費は出演者等との連絡調整、出演者等の旅費に係る経費の実費負担分を対象とします。</li> <li>➤ 事業実施のための視察旅費は対象外です。</li> </ul>                                     |
| 需用費  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 消耗品費（申請事業のみに必要な事務機器、教材、食材 等）</li> <li>➤ 燃料費（暖房・炊事用プロパンガス、石油、自動車燃料 等）</li> <li>➤ 食糧費（イベント参加者の熱中症対策に配付する水 等）</li> <li>➤ 光熱水費（電気、水道、ガス使用料 等）</li> <li>➤ 印刷製本費（チラシ・パンフレットの印刷、写真の現像 等）</li> <li>➤ 修繕費</li> </ul>                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 消耗品は単価5万円（税込）未満のものを対象とします。</li> <li>➤ 食糧費は事業実施に必要と認められるものを対象とします。ただし、事業主催者側（ボランティア含む）の飲食物は対象外です。</li> </ul>                                                                                           |

|          |                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                          |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 医薬材料費（医療用包帯、ガーゼの購入 等）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>チェック！こんな経費は対象外！</b></p> <p>✓事業実施に不可欠ではない経費<br/>例)事業主催者、出演者等の弁当代</p> </div> |                                                                                                          |
| 役務費      | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 電話料</li> <li>➤ 郵便料</li> <li>➤ 保険料</li> <li>➤ 広告料</li> <li>➤ 手数料（クリーニング代含む）</li> </ul>                                                                                                    |                                                                                                          |
| 委託料      | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ イベント会場等における警備業務委託</li> <li>➤ 講演会等における駐車場整理業務委託</li> </ul>                                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 事業全てを委託する場合は対象外です。</li> <li>➤ 見積は原則 3 者以上から徴収してください。</li> </ul> |
| 使用料及び賃借料 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 会場、資機材、バス、タクシー等の使用・借上げに要する経費</li> <li>➤ 駐車場使用料</li> <li>➤ 著作権料</li> <li>➤ 下水道使用料</li> </ul>                                                                                              |                                                                                                          |
| 原材料費     | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 砂、砂利、木材、鉄板、針金、釘等の直営工事の加工用材料</li> </ul>                                                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 特定の個人・団体のみが利益を受ける資産形成につながるものを除きます。</li> </ul>                   |

※すべて事業実施に直接係る経費を対象とします。

※領収書を徴することができないものは補助対象外とします。

※報償費及び賃金については、補助対象経費の総額の 50%を越えないものとします。

ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではありません。

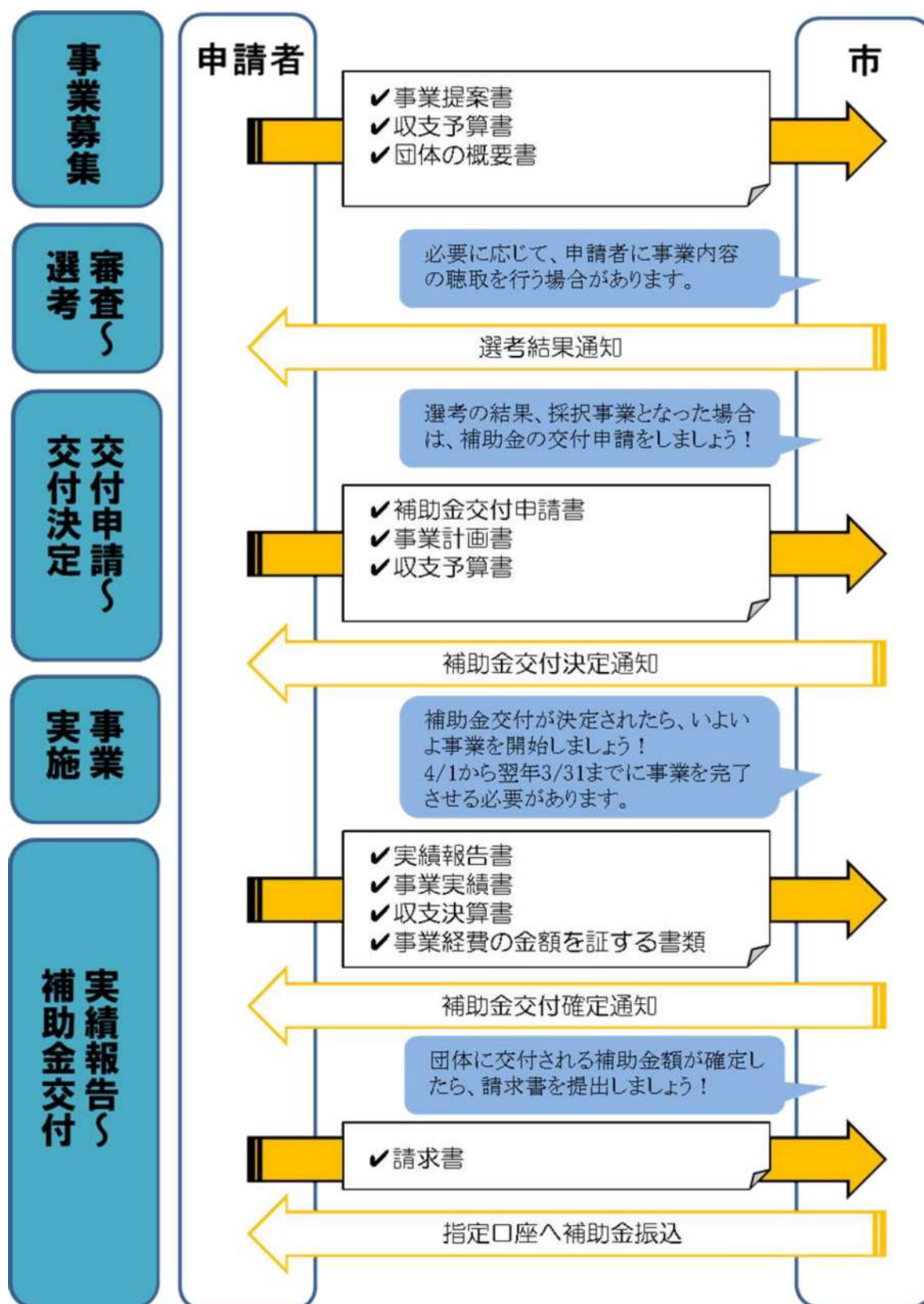


上の表には、経費区分ごとに対象経費の例が書いてあるね。  
事業の実施に必要な経費が、どの経費区分に該当するのか確認してみよう。

いろいろな経費が対象になるけど、一部には対象外の経費もあるわ。  
判断に困ったら申請前に区役所等へ相談してみましょう。



## ⑥ 事業提案から補助金交付までの流れ

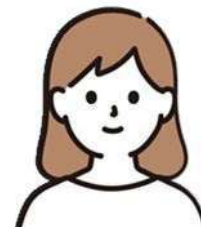


※ 申請者が給与所得者を雇用する事業者である場合や、交付決定後に事業計画を修正しようとする場合には、上記以外にも書類の提出が必要です。

### ＜事業提案をしようとお考えの方へ＞

- 1次募集の交付決定を行い、補助金交付決定額が当初の見込みを下回った場合は、4月1日以降に2次募集を行います。
- 募集期間や書類の提出期限等は区役所等によって異なることがあります。

事業提案を検討されている場合は、必ずスケジュールなどを区役所等に確認してください。  
事業提案のためのご相談についても、余裕を持って行ってください。



## ⑦ 提出書類

### ＜事業提案＞

事業を考えたら、まずは提案書類を作成しましょう。

- (1) 事業提案書(第1号様式)
- (2) 収支予算書(第2号様式)
- (3) 団体の概要書(第3号様式)
- (4) 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書(第4号様式)(給与所得者を雇用する事業者の場合のみ)

### ＜補助金交付申請＞

審査の結果、事業が採択されたら、補助金の交付申請を行ってください。

- (1) 補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 事業・変更事業計画書(第2号様式)
- (3) 収支・変更収支予算書(第3号様式)

### ＜実績報告＞

採択された事業が完了したら、実績報告を行ってください。

- (1) 実績報告書(第9号様式)
- (2) 事業実績書(第10号様式)
- (3) 収支決算書(第11号様式)
- (4) 事業経費の金額を証する書類

### ＜請求＞

実績報告後、補助金交付額が確定したら、請求を行ってください。

- (1) 請求書(第13号様式)

※提出書類の様式は、⑧の各窓口で配付しているほか、浜松市公式ホームページからもダウンロードできます。

## ⑧ 問い合わせ先

各区区振興課又は行政センター（春野・佐久間・水窪・龍山地域は各支所）にお問い合わせください。

|     |         |              |     |       |              |
|-----|---------|--------------|-----|-------|--------------|
| 中央区 | 区振興課    | TEL：457-2210 | 天竜区 | 区振興課  | TEL：922-0013 |
|     | 東行政センター | TEL：424-0115 |     | 春野支所  | TEL：983-0001 |
|     | 西行政センター | TEL：597-1112 |     | 佐久間支所 | TEL：966-0001 |
|     | 南行政センター | TEL：425-1120 |     | 水窪支所  | TEL：982-0001 |
| 浜名区 | 区振興課    | TEL：585-1141 |     | 龍山支所  | TEL：966-2111 |
|     | 北行政センター | TEL：523-1168 |     |       |              |



令和6年1月1日から、浜松市の行政区が7区から3区になったけど、制度や手続きの方法はなにか変わったの？

- ・補助上限額や対象経費など、助成条件は区再編前と変わりません。
- ・提案書類の提出先は、事業を実施する地域の区振興課または行政センターです。
- ・区再編後は、これまでどおり旧7区のエリア内での事業実施に加えて、区内を対象とした事業提案も可能です。  
（例：中央区であれば、旧西区と旧南区にまたがる事業が可能。）
- ・その場合、提案書類の提出先は、事業を実施する地域内の、どの区振興課や行政センターでも構いません。判断に迷う場合には、区役所等へご相談ください。



## ⑨ 事業を提案してみよう

### 1 地域を見直そう

皆さんが生活する地域はどのようなところですか？

普段生活をしていて、「こんなことが不便だな」、「もっとここがこうなったらいいのに」と思ったことはありませんか？

まずは、地域を見つめ直してみましょう。地域の抱える課題や、それまで気付かなかった魅力の発見があるかもしれません。



### 2 仲間を集めよう

地域のために活動したいという、同じ思いを持つ仲間を集めましょう。3人以上のグループであれば、「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」に応募できます。

市外にお住まいの方でも、活動が市内で行われるのであれば応募可能です。

### 3 事業の内容を考える

仲間を集めたら、次のことを話し合しましょう。

- ・ 地域の課題は何か、その解決のために何ができるか
- ・ 地域の魅力は何か、その進展のために何ができるか

### 4 予算を考える

何をするかが決まったら、そのための予算について話し合います。

補助金の対象となる経費と対象とならない経費があるので、それを踏まえて、費用の面での計画を立てます。この時、出来る限り少ない経費で、大きな効果が得られる事業の進め方を考えましょう。

### 5 提案書の作成

内容が理解しやすい提案書を作成しましょう。

提案様式は、⑧の問い合わせ先の各課で配付しているほか、浜松市公式ホームページからデータをダウンロードすることもできます。困ったときは⑧の問い合わせ先の各課にご相談ください。



## ⑩ 事業提案のポイント

事業提案を行う際に、大切なポイントは3つ。ポイントを押えて、より良い提案にしましょう。

### POINT 1

#### 公益性

特定の個人や団体だけが利益を受ける事業は補助の対象外です。地域住民の多くにとって必要で、出来るだけ多くの人に利益のある事業を考えましょう。

また、多くの人が自由に参加できるように計画することも大切です。

### POINT 2

#### 事業効果

地域課題の原因や背景は何でしょうか？また、地域資源（特産品、自然、文化資産、人材など）を事業にどう生かす予定ですか？

これらを踏まえ、事業が地域の課題解決につながり、得られる効果が大きいものとなるよう、事業を計画しましょう。

### POINT 3

#### 継続性

「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の補助によって始めた活動も、引き続き事業が継続できるよう、費用や運営の工夫が必要です。

### ご存知ですか？「コミュニティ担当職員」

「コミュニティ担当職員」は、住みよい地域づくりを進めるためのサポート役として、各区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンターに配置されています。

コミュニティ担当職員は、地域の皆さんの地域課題や地域活動についての相談をお伺いし、アドバイスを行います。また、必要に応じて、市役所の各課に地域からの相談の内容を伝え、地域と市役所を繋ぎます。

更に、コミュニティ担当職員は各種行政情報や地域づくりに関する情報提供を行い、地域の皆さんの自主的な活動をサポートします。

市へのご相談や、地域のために活動をされたいという時には、まずはコミュニティ担当職員に相談してみましょう。







## 4 「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」活用事例

### 掲載事業一覧

| 頁   | 地域 | 年度         | 事業名                              | 団体名                                 | 事業概要                                        |
|-----|----|------------|----------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------------|
| P14 | 中  | 令和 5<br>年度 | 浜松ブルースフェスティバル<br>2023            | 浜松ブルース<br>振興会                       | 多くの地域住民が参加する<br>ブルースフェスティバルの<br>開催          |
| P14 | 東  | 令和 4<br>年度 | 郷土の偉人松島十湖を訪ねて<br>(より広くより深く)      | 笠井だるま市<br>保存会                       | 地域の句碑を巡るウォーキ<br>ングイベント等の開催                  |
| P15 | 西  | 令和 5<br>年度 | 浜名湖から見る伊佐見と<br>浜名湖の生き物体験会事業      | 伊佐見地区コミュ<br>ニティ協議会                  | 船上学習、浜名湖の生物研<br>修、絵画展示等                     |
| P15 | 南  | 令和 5<br>年度 | 地域交流・健康増進イベント                    | 医療法人社団<br>綾和会<br>浜松南病院              | 健康増進や防災意識向上を<br>図るイベント、医療講演会<br>の開催         |
| P16 | 北  | 令和 5<br>年度 | 【北区の絆プロジェクト】<br>地域を繋ぐ町興しイベント     | 一般社団法人<br>MIYAKODA                  | 地域住民や多様な団体が一<br>堂に会し交流するイベント<br>の開催         |
| P16 | 浜北 | 令和 5<br>年度 | LOCAL ACTION HAMAMATSU<br>「森の朝市」 | 一般社団法人<br>LOCAL ACTION<br>HAMAMATSU | 「食×農×環境」をテーマ<br>にしたマルシェイベント<br>「森の朝市」の開催など  |
| P17 | 天竜 | 令和 3<br>年度 | 佐久間放課後子供教室                       | 佐久間っ子<br>クラブ                        | 放課後児童会のない佐久間<br>地区に子供たちの居場所<br>(放課後子供教室)を開設 |

## 市民提案による住みよい地域づくり助成事業 活用事例①

|      |                   |                |                       |       |
|------|-------------------|----------------|-----------------------|-------|
| 事業名  | 浜松ブルースフェスティバル2023 |                | 実施年度                  | 令和5年度 |
| 実施団体 | 浜松ブルース振興会         | 地域             | 中央区中地域                |       |
| 実施場所 | 浜松ギャラリーモールソラモ     | 総事業費<br>(補助金額) | 1,442,412円 (554,000円) |       |



**<事業の目的は？>**  
多くの地域住民が自由に参加するブルースフェスティバルを開催し、浜松の魅力を世界に発信することで地域の活性化と音楽振興を目指したものです。





**<どんな事業？>**

- ・プロゲスト、アマチュア6組による演奏会を開催。
- ・飲食、アクセサリなどのショップ出店。
- ・SNSなどにより国内外に情報発信。

**<事業成果は？>**  
音楽ファンだけでなく広く住民を巻き込み、来場者目標1,000人を達成！地域の活性化や賑わい創出に貢献しました。



## 市民提案による住みよい地域づくり助成事業 活用事例②

|      |                             |                |                     |       |
|------|-----------------------------|----------------|---------------------|-------|
| 事業名  | 郷土の偉人松島十湖を訪ねて<br>＜より広くより深く＞ |                | 実施年度                | 令和4年度 |
| 実施団体 | 笠井だるま市保存会                   | 地域             | 中央区東地域              |       |
| 実施場所 | だるま会館ほか                     | 総事業費<br>(補助金額) | 464,056円 (223,000円) |       |



**<事業の目的は？>**

- ・「俳人」「地方政治家」等としての功績がある郷土の偉人、松島十湖の業績に触れ、地域活性化の機会を作ることです。
- ・浜松東高校と連携してイベントを盛り上げ、地域と若者の連携を深めるものです。



**<どんな事業？>**

- ・笠井地区句碑群4か所を巡るウォーキングイベント、高校生書道部パフォーマンス等の実施。
- ・笠井だるま市での作品展示・松島十湖について解説するリーフレットの作成、配布。

**<事業成果は？>**  
地域にゆかりのある俳人をテーマとした2つのイベントを通し、地域住民、高校生、イベント参加者が交流し、地域の活性化を図ることができました。



## 市民提案による住みよい地域づくり助成事業 活用事例③

|      |                         |                |                     |       |
|------|-------------------------|----------------|---------------------|-------|
| 事業名  | 浜名湖から見る伊佐見と浜名湖の生き物体験会事業 |                | 実施年度                | 令和5年度 |
| 実施団体 | 伊佐見地区コミュニティ協議会          | 地域             | 中央区西地域              |       |
| 実施場所 | 浜名湖湖上ほか                 | 総事業費<br>(補助金額) | 399,865円 (193,000円) |       |



＜事業の目的は？＞  
地元の小学生や自治会関係者が伊佐見地区の水生物について学び、地域の自然環境を見つめなおすことで環境保全意識や郷土愛の向上を図るものです。





＜どんな事業？＞

- ・ 浜名湖の生物や環境を湖上から観察する船上学習（浜名湖遊船探検クルーズ）を実施。
- ・ 地域を通る路線バスの利用促進のため、帰路に路線バスの乗車体験を実施。
- ・ 実施後、小学生が作成した絵日記を伊佐見協働センターに展示。

＜事業成果は？＞  
浜名湖が抱える課題を理解しつつ、地域資源の魅力を小学生が体感する機会を創出できました。



## 市民提案による住みよい地域づくり助成事業 活用事例④

|      |                    |                |                     |       |
|------|--------------------|----------------|---------------------|-------|
| 事業名  | 地域交流・健康増進イベント      |                | 実施年度                | 令和5年度 |
| 実施団体 | 医療法人社団綾和会<br>浜松南病院 | 地域             | 中央区南地域              |       |
| 実施場所 | 浜松南病院              | 総事業費<br>(補助金額) | 497,299円 (234,000円) |       |



＜事業の目的は？＞  
地域の病院を活用したイベントの開催により、  
地域住民の健康増進、防災意識の向上につなげる  
ものです。



＜どんな事業？＞

- ・ 栄養相談、医療介護相談、体組成測定などを実施
- ・ 緊急車両の展示、キッチンカーの出店
- ・ AEDの使い方や糖尿病に関する講演会の実施
- ・ 世界糖尿病デーに合わせて病院をブルーライトアップ

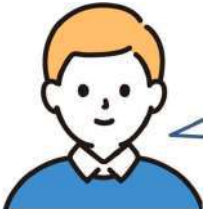


＜事業成果は？＞  
目標500人に対して800人の参加があり、健康や防災  
意識の向上のみならず、地域コミュニティの活性化  
に貢献しました。



## 市民提案による住みよい地域づくり助成事業 活用事例⑤

|      |                              |                |                     |       |
|------|------------------------------|----------------|---------------------|-------|
| 事業名  | 【北区の絆プロジェクト】<br>地域を繋ぐ町興しイベント |                | 実施年度                | 令和5年度 |
| 実施団体 | 一般社団法人MIYAKODA               | 地域             | 浜名区北地域              |       |
| 実施場所 | 須倍神社                         | 総事業費<br>(補助金額) | 410,750円 (200,000円) |       |



＜事業の目的は？＞  
地域住民や多様な団体が参加する交流イベントを開催し、今後の継続的な町おこしの契機とするものです。

＜どんな事業？＞  
地元の特産品やローカルフードを扱うグルメブース、体験型ワークショップブースの出店・舞台での地域活動団体等の演出・発表など、住民の絆を深め、地域の魅力を発信するイベントの開催。

＜事業成果は？＞

- ・地域団体が自ら出展する場を提供し、地域の農産物や食品等の魅力を地域内外に発信できました。
- ・地域との関わりが少なかった若者世代の参画により地域行事の担い手確保や日常的な交流の契機となりました。




## 市民提案による住みよい地域づくり助成事業 活用事例⑥

|      |                              |                |                     |       |
|------|------------------------------|----------------|---------------------|-------|
| 事業名  | LOCAL ACTION HAMAMATSU「森の朝市」 |                | 実施年度                | 令和5年度 |
| 実施団体 | 一般社団法人LOCAL ACTION HAMAMATSU | 地域             | 浜名区浜北地域             |       |
| 実施場所 | 県立森林公園ほか                     | 総事業費<br>(補助金額) | 871,237円 (348,000円) |       |

＜事業の目的は？＞  
食や環境をテーマにしたマルシェイベントの開催を通じ、世代間や異業種間の交流促進や関係強化を図ることで、地域から環境に配慮した持続可能な社会の実現を目指すものです。

＜どんな事業？＞

- ・「食×農×環境」をテーマにしたマルシェイベント「森の朝市」を定期的開催（計22回）。
- ・ごみ・環境問題に関する講演会を開催。

＜事業成果は？＞

- ・社会的に健康や環境への関心が高まっている中で、地域資源を活用した事業実施により、住民の健康増進や農家の育成支援などの面からも有効な取り組みとすることができました。
- ・市からの2年間の助成後、自立して事業を実施できる体制を構築できています。




## 市民提案による住みよい地域づくり助成事業 活用事例⑦

|      |            |                |                     |       |
|------|------------|----------------|---------------------|-------|
| 事業名  | 佐久間放課後子供教室 |                | 実施年度                | 令和3年度 |
| 実施団体 | 佐久間っ子クラブ   | 区              | 天竜区                 |       |
| 実施場所 | 佐久間小学校空き教室 | 総事業費<br>(補助金額) | 974,000円 (487,000円) |       |

＜事業の目的は？＞  
放課後児童会がない佐久間地区において、放課後等に子供たちが安心して過ごせる居場所を設け、児童の交流促進や健全育成、子育て環境の充実を図るものです。







＜どんな事業？＞

- ・ 佐久間小学校の空き教室に「放課後子供教室」を開設。
- ・ 佐久間地区住民が協力し、開設から運営までを実施。

＜事業成果は？＞

- ・ 放課後や長期休暇期間中の子供たちの居場所となり、学年の異なる児童同士も交流が深まる機会となりました。
- ・ 地域の安全・安心な子育て環境づくりにつながりました。
- ・ 多くの地域住民が協力して運営する中で、住民の団結力が高まりました。
- ・ 活動日には集団での下校ができ、児童の安全確保に寄与しました。



- ・ 実施された「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」は、市が事後評価を実施します。その後、事業概要および事後評価結果を市のホームページで公表します。
- ・ これまでに実施された、「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」についても、同様に公表していますので参考にご覧ください。



〇〇区 地域力向上事業



令和 7 年度地域力向上事業  
～市民提案による住みよい地域づくり助成事業～  
ガイドブック

ガイドブックや要綱はホームページでもご覧いただけます。



みんなのご応募  
お待ちしておりますのじゃ



発行：浜松市 市民部 市民協働・地域政策課  
〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2  
TEL 053-457-2094  
E-mail [shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp)